

○議長 玉城 勇君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 玉城 勇君 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって14番 宮城寛諄議員、15番 知念富信議員を指名します。

### 日程第2. 一般質問

○議長 玉城 勇君 日程第2. 一般質問を行います。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。13番 大城 毅議員。

〔大城 毅議員 登壇〕

○13番 大城 毅君 おはようございます。それでは一般質問を申し上げます。その前に休憩をお願いします。

○議長 玉城 勇君 休憩します。  
休憩（午前10時01分）  
再開（午前10時02分）

○議長 玉城 勇君 再開します。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 おはようございます。新型コロナウイルス感染症は世界的な大流行で世界で感染者1億2,196万人、死者は269万4,000人と猛威を振るっています。この国、日本でも感染者45万5,000人、死者約8,800人、沖縄県では感染者が約8,700人、不幸にして亡くなった方が120人に及んでいます。感染防止のために外出自粛、飲食店の営業時間短縮など経済活動が抑制され、売上げの激減、廃業倒産など、経営だけでなく働く時間の縮小、パートやアルバイトのシフトの減、失業なども発生し、収入激減など暮らしへの影響も計り知れません。町民の命と暮らし、営業を守るために、南風原町は町長を先頭に頑張っていることは承知しているつもりです。そこでコロナ感染症の考え方を示していただきたい。可能な限りのPCR検査、直接支援を求めますということで、(1) コロナ対策の考え方はどうなっているか。①南風原町の最新の陽性者数、死亡者数は。②隣市町との人口対比の陽性者率は。③直

接的感染防止策の予算対比は、コロナ対策費の何%か。④経済的影響軽減策の予算対比は、コロナ対策費の何%か。⑤町コロナ対策の戦略、目標はどうなっているか伺います。それから(2) コロナウイルスの感染者を明らかにして必要な保護や医療へつなげるために可能な限りPCR検査の実施を求めます。ヨーロッパのオーストリアでは人口8,800万人の国ですが、週に350万人の無料検査を繰り返して感染抑止を、押さえ込む方向で行っています。私たち日本も検査を拡大すべきと考えます。そこで南風原町では、①保育園職員対象に事業を予定していますが、その職員対象にとどまらず、幼稚園、学校などの職員、そして各施設の園児、児童生徒も対象にすることを求めます。②当然、町独自では財源がないのは承知しています。ですから、その財源にはまず国の交付金を活用し、足りない分をさらに国に求めてほしいがどうか伺います。(3) 暮らしへの支援について、より必要とされる層へ直接支援拡大をということで、①最も困窮する層はどういう方々と考えるか。②その次、さらにその次と設定し、財源を適切に配分、給付する考えはないか伺います。③直接給付金を政府に求める考えはないか伺います。

次に施政方針に関わって。コロナ禍の中で医療従事者への感謝が広がっています。医療をはじめとして、介護、保育、教育、学童などの大切さが再認識されていると思います。南風原町は、介護、保育、教育、学童などの大切さが再認識されたと思います。そうした中、学校教育の面では沖縄県は国に先立って、中1までの35人学級をさらに中2、中3まで広げるとしています。密を防ぐ意味でも、教員の負担軽減でも、何よりも子供たちの学習効果面でも少人数学級を進めることは評価され、さらに進めることが求められます。そこで南風原町長の方針として、(1) コロナ禍を経験して、従前とくらべて変わった方針はあるか伺います。

(2) このことについては新年度策定する後期基本計画に反映するのがよいと考えるかどうか伺います。次に(3) 出前講座の回数、人数は。自治会単位の行政懇談会は何回、何人、要望事項の件数はどういうことか伺います。(4) 温室効果ガス削減の目標と手法はどうなっているか。(5) 障がい者福祉計画の策定に当事者は何名中何名か。(6) 屋内運動施設の目的、年次計画、総事業費、財源は。(7) 前進するための予算、施政方針の10ページにございます。前進するための予算とは何を指すのか伺います。

次に学校教育・保育施設、こども医療費助成の先進的な取組、また子ども元気ROOM、さらに若年妊産婦への支援も、一面では子供の幸せに生きることへの

支援だと思えます。そうした子供施策が充実していることは幾つかの課題があるとはいえ大いに高く評価します。そこで子供が自ら考え、決め、行動できる学校へ、子どもの権利条約の周知をとということで伺います。

(1) 子どもの権利条約とは何か。日本の批准はいつか。国連は日本にどう対応しているか。その日本政府の対応はどうなっているか伺います。(2) この子どもの権利条約を町長や教育長はどのように評価なさるか伺います。次に少人数学級の取組についてです。休憩願います。

○議長 玉城 勇君 休憩します。  
休憩 (午前10時06分)  
再開 (午前10時06分)

○議長 玉城 勇君 再開します。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 (3) 南風原町立学校や幼稚園での周知率を把握しているか伺います。①周知率はどうなっているか。②周知率を教育長、町長はどう評価するか。③周知率を向上する必要性をどう評価するか伺います。

次に少人数学級の取組について伺います。(1) 現年度の学年別学級定員と、新年度のそれがどうなっているか伺います。(2) 取り組みの状況と課題についても伺います。

次に新聞などで役場管理職の女性比率が県内でも先進的であると報道され、高く評価するものです。さらに前進する、させる観点で伺います。5. ジェンダー平等実現のために。(1) 内閣府の発表した2019年、2020年度の世界の中でのジェンダーギャップ指数で日本の順位はそれぞれどうなっていますか。(2) 町立中学校の制服選択制の導入経過に生徒はどう関わっていますか。(3) 投票所入場券の性別欄を廃止することを検討、実施してはどうか伺います。

次に誰にでも住みよい、優しいまちへとさらに進めるために。町施設の外国出身者対応強化をとということで2点伺います。(1) 現在の対応状況はどうなっているか。(2) 今後に向けての課題がどうなっているか伺います。

次に今議会にも一括交付金活用の一覧表が提出されています。事業のほとんどが継続発展させるべき事業であり、単発、一時的な事業はほとんどありません。そこで(1) いわゆる一括交付金期間終了後の事業継続の財源をどう確保するか伺います。

最後に、人道的立場から、世界から核兵器をなくすために核兵器禁止条約の早期批准を求める考えはありますか。(1) 条約をどう評価しますか。(2) 国に早

期批准を求めるべきではありませんか。以上、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 国吉真章君 おはようございます。それでは、質問事項1点目のコロナ対策の考え方についての、(1)についてお答えします。①から⑤まで順次お答えしたいと思います。まず①、昨日ですが、23日までの陽性者数は累計で260名です。死亡者数については把握できません。②について、陽性者の人口比は0.64%で那覇市に隣接する市と同程度です。③④について、令和3年度の事業計画については、今後補正予算等に対応することから、令和2年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業で見た場合、経済的影響軽減策は総事業費の51.9%、直接的感染防止策は総事業費の42.8%となっています。⑤国の対策本部が示す基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施していくことであります。

(2)についてお答えします。①高齢者が感染した場合、重症化するリスクが懸念されることから、県内の介護サービス事業所・施設に勤務する職員へのPCR検査を現在実施しているところです。今後検査対象を拡大していくことについては県全体として議論していく必要があると考えます。②新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は交付限度額があるため、優先順位をつけて各種事業を実施しており、国への要求については今後の状況を見て検討してまいります。

(3)についてお答えします。①コロナ禍により職を失ったり収入が減った方々と推測します。②国の交付金は適切に配分しております。③町単独での要求は難しいと考えます。

質問事項2点目の施政方針に関わっての、(1)についてお答えします。第五次南風原町総合計画の将来像「ともにつくる黄金南風の平和郷」の実現に向け、諸施策を展開していく方針に変更はありませんが、引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響に対応しながらの事業展開を行ってまいります。

(2)についてお答えします。後期基本計画への新型コロナウイルス感染症に対する記載については、今後、議論していきたいと考えております。

(3)についてお答えします。出前講座の開催回数及び参加人数は、平成30年度は44回開催し3,895人が参加、令和元年度は63回開催し6,394人が参加、令和2年度は今年の3月9日現在で43回開催し4,336人が参加しております。また、自治会単位の行政懇談会については、区長会に担当職員が参加し案内しており、平成30年度は3自治会で開催し89名が参加しておりました

が、令和元年度、令和2年度については申込みがありませんでした。なお、平成30年度の要望事項は3自治会で17事項の要望がありました。

(4)についてお答えします。第二次南風原町地球温暖化防止実行計画の温室効果ガス削減目標は町の事務及び事業による温室効果ガス排出量を令和5年度までに平成29年度比で5.0%削減することを目標としています。その目標達成に向けての手法として、全職員に地球温暖化防止に関する情報提供や会議室等不使用時の消灯、エアコン適正温度の設定、温室効果ガスの排出量の把握・集計・分析を定期的に行い、日常的な業務に係る省エネに取り組みます。

(5)についてお答えします。障がい者計画策定委員9名中3名であります。

(6)についてお答えします。町民のスポーツ振興及び健康増進のための施設として考えております。年次計画、総事業費、財源に関しては、本年度設置しました黄金森公園設計等策定委員会及び令和4年度予定の概略設計において検討してまいります。

(7)についてお答えします。令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、当初計画していた各種事業が中止となるなど、行政運営に様々な影響が生じました。令和3年度は、ワクチン接種の実施、高齢者・障がい者の生活支援など、町民の健康を守り、感染症対策を取りながら各施策を進めていく予算となっております。

質問事項5点目のジェンダー平等実現のために、(1)についてお答えします。2019年は149か国中110位、2020年は153か国中121位となっております。

(3)についてお答えします。提案に関しましては、選挙管理委員会定例会において協議してまいります。

質問事項6点目の町施設の外国出身者対応強化についてお答えします。まず、(1)と(2)は関連しますので一括でお答えします。現在、役場庁舎においての外国語の表示等は行っておりませんが、窓口等の対応も含め検討してまいります。

質問事項7点目の一括交付金終了後の事業計画の確保についてにお答えします。一括交付金制度の継続もしくはこれに変わる制度の創設財源の確保については、県の次期振興計画において、県及び県内市町村が一体となり国に要望してまいります。

質問事項8点目の核兵器禁止条約の早期批准について。(1)と(2)については関連しますので一括してお答えします。核兵器禁止条約については、核兵器のない世界平和の実現に向けた大変意義深い取組であると評価いたします。批准を求めることは、国において

判断すべきものだと認識をしております。以上であります。

○議長 玉城 勇君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 質問事項3点目、子どもの権利条約の関係の(1)についてお答えいたします。子どもの権利条約は、1989年に国連総会で採択された条約で、暴力や飢餓等からの特別な保護のみならず、子ども自身が思想・良心・信教等の自由を持つ権利の主体であることを明確にした条約であり、我が国は、1994年に批准しております。締約国になって以来、条約内容の履行状況についてこれまで4度の報告を国連に行い、それに対する勧告を受け、法律改正や制度改善措置が取られてきました。

(2)についてお答えします。我が国も国連勧告の実現に向け様々な取組がなされたことで、子どもの保護や権利を取り巻く環境改善がなされてきたと考えています。しかしながら、国連からは、未改善な事項への改善勧告がされており、今後の議論や対策が必要だと考えております。

(3)についてお答えします。①と②は関連いたしますので一括でお答えします。子どもの権利条約に関する町立学校や幼稚園関係者への周知率の調査は行っておりません。③でございます。子供と子供の権利が守られ、どの子供も安心して生活が送れる社会の実現には国民全体が子供の保護や人権尊重を十分理解する必要があります。その点から国や自治体をはじめ社会全体で取り組んでいく必要があると考えています。

質問事項4点目の少人数学級の関係の(1)についてお答えします。令和2年度は、小学校1年生と2年生は30人、小学校3年生から6年生及び中学校1年生は35人、中学校2年生と3年生は40人となっております。令和3年度は、小学校及び中学校1年生は前年度同様で、中学校2年生と3年生が35人となります。

(2)でございます。小学校1年生から中学校1年生においては既に少人数学級編成となっております。中学校2年生及び3年生は、令和3年度より35人学級が拡大されることになっていることから、学級増に伴う教室を含む学習環境の整備が課題となります。

質問事項5番目、ジェンダー平等実現のために。(2)でございます。制服選択制の導入に当たっては、各学級の代表生徒で構成される中央委員会での議論、それから生徒の意識調査など、生徒も関わりながら導入が進められております。以上です。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 ご答弁ありがとうございます。

それでは再質問してまいります。

まず、コロナ対策の考え方についてですけれども、この間南風原町では、たしかいち早く、正式な名称は正確には分かりませんが、コロナの対策本部を設置して取り組んでこられました。この対策本部の役割はどういったものでしょうか。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 毅議員の質問にお答えします。南風原町インフルエンザ等対策本部会議がございまして、こちらにおきましては、国や県からの感染者予防に対する対策の方針等が示されます。その方針等が示されましたら会議を持ちまして、この内容を確認し、各部署がそれぞれ方針等に沿った対応をすることを確認する場としてあります。以上です。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 そしてこの間、たしか経済的にはプレミアム商品券の事業だとか、それからもちろん消耗品、消毒液などの配布、様々な対策が取られてきましたし、今あったように、各施設の開閉、あるいは入場人数の制限とかそれぞれやられてきましたが、それでは今申し上げた様々な事業、歳入歳出を要するですね、それから予算の調整、国の交付金を中心にしてですね、こういったものの調整はどこでやられてきたんでしょうか。

○議長 玉城 勇君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。国からの交付金の配分額が示された後、各課へ事業提案の依頼、併せて各課から関係団体等に対して確認をしていただき、その後、各部単位で取りまとめ、直接的感染防止策、経済的影響軽減策の事業提案を受け、その中から優先順位をつけて選定しております。以上です。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 ありがとうございます。副町長の答弁の中で、国の対策本部が示す基本的対処方針に基づき、対策を実施するというふうな答弁がございましたが、そうするとこの答弁だけでは、南風原町としての独自の南風原町の状況に合った政策対策、こういったものが入る余地はどうなっているのでしょうか。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 まず、感染症に関しても感染拡大防止にまず重点を置きます。国が自治体に対して基本的対処方針を示しますので、それを的確に実施していくことが我々の役割と。一番目としては、感染拡大を可能な限り抑制して、町民の生命、健康を守ることになると思います。そして町民生活、そして町民経済に及ぼす影響が、最小となるような対策、そういっ

た部分が大変重要になってくると思いますので、先ほど答弁がありましたように、それぞれ所管する部署からこういった対策、こういった対策等を積み上げていって、優先順位を決めて対策を取っていくというふうにしております。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 ありがとうございます。

それでは、(2)のほうですけれども、以前に、これは県だったか那覇市が実施したかどうか分かりませんが、那覇市の松山の飲食店街の関係者の検査を港で行った経緯があります。私は大変意義があったと思います。また13日のNHKのウェブニュースでは、東京都内で最も感染者の多い江戸川区は、区内小岩地区の飲食店従業員などにPCR検査の取組を始めるというニュースが流れておりました。南風原町では、今回、保育園のスタッフというか従業員の、職員か、その検査をすることとなっています。これは大変意義があることだと私は思っています。たしかこれは県の事業だと思います。そして、それではなぜ保育園なのか。例えば幼稚園や小学校はなぜ外されているのか。そのことについてお伺いします。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 まず、PCR検査に関しては、この感染症対策においてはスクリーニング検査とサーベイランス検査の2種類ありまして、その検査をする目的が出てきます。先ほどおっしゃっていただいた松山地区での部分はサーベイランス検査ということで、特定の地域でどの程度感染があるのか、発生状況をチェックして、その地域に対して対策を取っていく。そういったことから松山地区への営業の自粛要請とかそういったものにつながっています。スクリーニング検査となりますと、今度は全体的にやるような必要が出てきますので、これは相当大規模な検査になりますので、こういう検査の場合はやはり、例えば沖縄でしたら県が、対策本部で検討して実施していくものだと考えてます。ご質問の保育所から、今度は幼稚園とか小学校とかというふうに行くことに関しましても、これは南風原町だけということではなくて、そういったふうに広めて拡大していくにはもっと全県的な対応が必要になってきますので、そのあたりも沖縄県の対策本部、専門家の会議がございまして、そういったところから示されてくるものだと考えます。現在は、高齢者の介護施設に対しての従業員へのPCR検査を実施しています。これも県の事業で、県全体的にやっています。それは施設でのクラスターを抑えるための検査で実施されています。そしてそれに続いて、まず

子供たちが接する場ということで、県のほうからは保育園をまずやっていくと。今後、予防接種も進んでいく状況を見ながら、この検査がさらにまた幼稚園、あるいは学校とかに拡充していくのかどうかという部分は、先ほど申し上げましたように、沖縄県の感染症の対策の専門家の方々の意見を踏まえて、県のほうでまた方針を出していくものと考えます。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 確かに財源的なことを言っても南風原町で、それから効果の面で言っても南風原町だけでやるということについてはいろいろ検討されなければいけないと思いますが、まず、PCR検査を広範囲に大規模にやるとすれば、確におっしゃるように南風原だけでやってもあまり意味はないから、沖縄全県一緒にやるとか、そういった必要が出てきますが、どうやるかは別として、やることの意義についてはどう考えますか。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 大規模にやるという意義という部分では、本当に沖縄県全部をやるというふうになると感染症を抑えるという意味では効果はあるものだと思います。しかし、一部地域に限っていくと、これはこの地域だけの部分になりますので、それについては今日陰性となったとしてもというふうな部分もございます。頻繁に検査をやらないといけないというふうな状況にもなってくるのかなと思います。沖縄県においては島嶼地域ということで、沖縄県は空港でのPCR検査、そういった部分で県の対策本部のほうで、外から入ってくる部分を可能な限り抑えていくとか、そういった部分でPCR検査のほうの体制を強化してきていますので、沖縄県の対策本部が示す方針を我々はしっかりそれを取り組んでいくということだと思います。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 確かにこれは金も大変かかることだと思いますので、また効果の面から言っても、南風原町単独で仮に全町民にやったとしても、おっしゃるように、今日は陰性でも明日陽性になるかもしれないということもあります。ですから、かなり広い、沖縄でいえば全県、あるいは本島内とか、そういったふうなことが必要になるわけですが、それは全く同じです。ただ、やる意義については、これは意義があることではあるが、後でいろいろあるということで、ですからそのことは必要だという認識があって、私は必要であれば要望するというのも大いにやるべきだと思っています。指摘にとどめます。

それから暮らしの支援については、これも飛ばします。

次に施政方針に関わってというところで再質問します。(1) 予算審議の中でも町長にお聞きしましたけれども、改めてコロナ禍を受けての町長の教訓、どういった教訓があったのかということを知っているんです。改めてお願いします。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。コロナ禍に関しましては、本当に予想していなかった事態でございまして、我々行政といたしましても、どういったふうに取り組んでいいかということは非常に迷っていたところが正直なところでございます。しかし、先ほど担当部長からもありましたように、国や県から、そういったふうな指示がございまして、これをしっかりと、まずは実践をしていくと。いろんな財源も利用しながら、活用しながら、しっかりと事業として町民の皆さんを支援、サポートできる部分については、しっかりとやっていくというふうなことになりました。町民の皆さんに直接的に支援をするというふうなことと、あるいはまた町内の経済を活性化するために間接的に支援事業を実施することで、町民の元の生活に戻るようなサポートにつながると、そういったふうな事業の展開をしなくちゃいかんということがまず今回は感じました。同時に、これは正直な話、財源的な話でございますけれども、どうしても額が大きくなるものですから、国の支援を必要とするということがございまして。その中で一定程度、臨機応変にこの町民のために活用できる財源が、町単独でもできるような財源がやはり一定程度あるべきだというふうなことは今回、特に感じました。以上でございます。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 確におっしゃるとおりだと思います。ただ、これをやりたいなと思って、その、交付金の限度額があるにしても、活用できる財源に当然限りはあるわけけれども、この中の配分の仕方については、私は町長の方針があつてしかるべきだというふうに思いますし、またこの額では少ないと、こんなことをやりたいんだけど足りないということであれば、また上に申し上げることができるんじゃないかなというふうに思います。

それから(2)ですけれども、私はこの答弁を見て残念に思いました。残念というか、少し思うことがありました。計画を進めながら、コロナ対策を進めるんだという答弁になっていると思いますが、それは当然だけれども、足し算ではなくて、コロナ禍を経験して、

この計画のどこをどう見直そうかということが当然あるべきだと、私は今の教訓との関わりが出てくると思います。私は、役場は予期しなかったこのコロナへの対応も立派にできていると、すばらしいと思って、本当にご苦労さまだと思います。けれども、今度の計画については終わってしまったら終わったこと。次のことは次のことというだけではなくて、この中で私たちは何を得たのかと。そういったことをしっかり生かすことが必要だと思いますので、これは今後の、残り5か年の計画を策定する上で、私は是非この視点を持っていただきたいということで、私は指摘をしておきたいと思います。この辺は、お手元に配りました基本条例、線を引いた部分などで、是非確認していただきたいと思います。進めます。

(5) 障がい者福祉計画、これは9名中3名ということでお答えいただきました。ありがとうございます。この9名中3名、これは何とか委員会というのがあるかと思いますが、例えば委員全体の中での性別、あるいは障がい者の種別といいますか、ちょっと言葉は正確ではありませんが、身体とか様々ありますね、こういったのとか。それから年齢など、こういったものは多様に意見が反映されるようになっていくのでしょうか。

○議長 玉城 勇君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん お答えいたします。障がい者計画策定委員会は9名おります。年齢も30代から70代までいらっしゃいます。あと障がいは身体障がいと聴覚障がい、視覚障がい者がいらっしゃいます。性別は女性が1人となっておりますけれども、これはいろいろ団体の代表者ということで限定しておりますので、たまたま女性が1人という状況になっておりますが、満遍なく意見は取り入れられるように委員を決定されていると認識しております。以上です。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 ありがとうございます。ちょっとすみません戻りますが、(3)の出前講座はかなり実績があつてすばらしいことだなと思います。一方、自治会単位の行政懇談会、これは自治会だけではなくて、確か福祉団体だとか、あるいは経済団体とかという枠組みでも行政懇談会はやられているふうに私は認識していますが、そこについては今回聞いていませんので省きますけれども、この広聴活動、公に聞く活動として、これで十分だというふうにお考えですか。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 行政懇談会につきましては、以前は2年ごとに、全自治会、宇自治会に三役分かれまして、3グループに分かれてある一定期間やっ

てましたが、これは平成23年度でしたか、その時点で、やはり三役で全部長、内容にある担当課長が出席して、丁寧に回答すべきだろうと。また期間も、役場が指定した期間でやるのではなくて、自治会が主体となって、自治会からの要望に対して開催したほうがいいだろうということで、現在の開催になっています。また開催した自治会からは、開催後やってよかったということでの意見が多いです。ですから、我々としては今の行政懇談会の手法についてはある程度理解を得られていると考えております。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 私は、今の件はそれはそれでそうだと思いますけれども、基本的に各自治会でやっていただきたいということであつて、自治会という場が機能してやる上では、全区民に、あるいは字費を納めている構成者に意見を求めた上でまとめて役場とやり取りをするというふうなことなど、非常に私はもっとこの機能を有効に、また自治会の意向にももちろん沿って、上から当たり前にやれではなくて、そうすることがコミュニケーションの維持についても、そして広聴活動としても意義があるものだというのが私の考えです。是非そのように、可能であれば改善を求めたいと思います。

それから進みますけれども、ここは大変失礼しました。ちょっと休憩願います。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午前10時42分)

再開 (午前10時42分)

○議長 玉城 勇君 再開します。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 それでは子どもの権利条約に関してですけれども、先ほどご答弁いただきましたが、子どもの権利条約の中身としての原則、そして、国連からの勧告の柱といいますか、そういったものが精査されていきましたらお答えをいただきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。子どもの権利条約は全部で54条ありますが、大きく4つの柱がありまして、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利というものがあります。その中で、国連から国に対して、勧告がある内容の主なものなんですが、差別の禁止、児童の意見の尊重、体罰、家庭環境を奪われた児童、生殖に関する健康及び精神的健康並びに少年司法の6つでございます。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 ありがとうございます。国連か

らの勧告の中で、これまで5回ですかね、書かれていますと思いますが、報告が5回されて、その都度勧告が返ってくるということだと思うんですが、この間一貫してその勧告の中にあるものとして、条約の周知がなされていないということがあったのではないかと思います。その確認と、それから国の、日本の子供たちの置かれている環境は過度の競争の中にあると。過度のストレスと与えていると、こういう内容の指摘があったかと思いますが、いかがですか。

○議長 玉城 勇君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 はい、お答えします。先ほど学校教育課長のほうが述べましたのは、主となる部分でした。それ以外の部分でもそういったふうな部分、今議員から指摘があった部分については、指摘をされたということを読んでおります。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 それで皆様のお手元にも配付させていただきましたが、川崎市においては、この条約を受けて、権利条例というものをつくりまして、取組を進めています。そのチラシを向こうで配布されている、活用されているチラシを添付しました。大変申し訳ありませんが、このチラシの枠の部分にある、ちょっと読みづらい小さな字で書いてあるものですから、これを紹介していただけませんか。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お手元のリーフレットの周りには、川崎市の人間として大切な子どもの権利の7つが記載されてございます。読み上げます。①安心して生きる権利。子どもは、愛情と理解をもって育てられ、安全・安心に生活できます。②ありのままの自分でいる権利。子どもは、一人ひとりのちがいが認められ、秘密が守られ、人として大切にされます。③自分を守り、守られる権利。子どもは、いじめ、虐待、体罰などから逃れたり、相談したりできます。④自分を豊かにし、力づけられる権利。子どもは、遊んだり、学んだり、幸福を求めたりする中で、はげまされ、力づけられます。⑤自分で決める権利。子どもは成長にあわせて、おとなのアドバイスを受けながら自分のことを決めることができます。⑥参加する権利。子どもは自分を表現したり、自分の意見や考えを表したり、社会に参加したりすることができます。⑦個別の必要に応じて支援を受ける権利。子どもは、置かれた状況がちがっても差別されません。また、障害のある子どもや外国人などの子どもが自分らしく生き、社会に参加し交流ができるように、その子どもの必要にあわせて助けてもらえます。以上です。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 ありがとうございます。このように、川崎市は条例化して具体的な活動に取り組んでいます。できましたら、町長並びに教育長、ご覧になって、どの程度読み込まれたかは大変忙しい中ですから分かりませんが、感想がいただけたらありがたいです。どうでしょうか。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。今、聞きまして、それから議員から資料もいただきまして、読ませていただきましたけれども、まさに何といえますか、子どもの権利ということよりも、私は、これは基本的な人権を尊重するというようなことがまずベースになっていると感じました。子どもに特化した表現にはなっていますけれども、よくよく読んでみますと、やはり生まれたときからの、ゼロ歳児から高齢者まで、全ての人が基本的な人権を保障されなくてはいけないと、そういったものがベースになっていると感じております。我が国におきましても、日本におきましても、やはりまだいじめとか虐待とか、そういった本当に悲しい事故が絶えないわけでございますけれども、そういったことを考えますと、子どもの権利の条約の周知というのがまだまだ不十分なのかなという気もいたします。そのあたりをしっかりと、何といえますか、国の指導も、あるいはまた国の動向も見守りながら町としては対応していく必要があるのかなと。この子どもの権利をしっかりと実践するためには、国のほうが一定程度、法律的な整理、法整備といえますか、そういうところまで踏み込んでいただけると市町村としてもやりやすいのかなという気はいたします。以上です。

○議長 玉城 勇君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 資料を提供いただきまして、ありがとうございます。今、町長が答弁されたように、やはり個別の法はあるけれども、包括的な法がないという指摘も国連からはあるようでございます。特にこの川崎市の条例、子どもの権利の条約は我が国の法律も、子どもは保護されるものであるという法律はしっかりとあるんですが、やはり個々の権利を持って、この子どもが主張する権利とか、本来親と子どもは一緒にいるのが基本だから、そうじゃない場合もあるというのを認めるというのもあります。現実、事件としては最も保護すべき親からの虐待で非常に悲惨な状況になっているという件、それは親の保護の義務があるということで、いわゆる児相とか、そういった機関が家庭まで入っていけないというのも法律の縛りによってあるものかなというのもあります。やはりそういっ

たものを解決するためにも、子どもの権利というものを全面にしたそれぞれの制度とか、法整備も含めて対応が必要になってくるというふうに考えています。

それとなかなか勧告に改善ができないという部分については、世界にはいろんな国があって、いろんな風習とか習慣とか価値観というものがあるものですから、それをなかなか、全部が全部同じルールには持っていけない。それはやっぱり世論も含めながら、これまでの我が国というか、国民の価値というか、そういうものもありますので、例えば親は敬いなさいとか、それが当たり前のことなんだというのが我々はどうしてもあるので、そこは踏み越えて全てが同じ権利だという子どもの権利を認めるというのもあるので、その辺はやはり、最初の質問で答弁しましたが、国民でみんな取り組んで考えていく。制度の改正も必要であるというふうなことを感じております。以上です。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 どうもありがとうございます。川崎、加えて言えば条例に基づいて、子ども会議というものをつくって、市が主催して、そこでの意見は当然市長に届けることができる。こういう仕組みをつくっているようです。一足飛びにこれを求めるということは私はしていませんが、もっと研究して、私たちも議論を重ねて、私はそういったことをやっていけたらいいなと思っております。もちろん、その上では例えば予算の問題なども出てくるかもしれない。その際に、じゃあ国に助成が求められるのか、法律がないということがあるかもしれない。でもできる分を、その範囲の中ででもできる分を、その考え方をまず共有した上で、今、町長や教育長がおっしゃったような、いろんな考え方をうんと議論もして、考え方を共有して進めていくと。残念ながら南風原町の小学校、中学校では周知されているかどうか分からないという状況です。例えば、今の4つの原則などを掲げて学校にですね、そういったことなどもできたらいいんじゃないかなというふうに思います。もちろん、これも先生方や子供たちの議論も経た上で、やればもっといいなと思います。この点では、先日のニュースでは、昨日か、那覇市立仲井真中学校、この子供たちの陳情を那覇市議会が採択したという、そういったニュースもありました。また、今日はまちづくり基本条例をコピーさせてもらいましたけれども、町長がおっしゃったように、これは子供たちも当然踏まえられていなければならないと思います。そういう意味でも大切にされるように、幸せに成長する。例えば具体化していったって、過度のストレス、いじめや体罰、DV、最近話題になった中部

の高校での指導という名前での圧迫ですか。それで自殺に至ったということもあってはならない。生まれた子供をかわいがらんじゃなくて、逆なことをすると、こういった悲しいこと、こういった不幸から自由な町にしていくことに、まず南風原町が、それぞれの自治体ができることからやっていく、そういう議論をうんと深めたいというふうに思っています。以上。

それから飛ばしますが、ジェンダーについては、投票所入場券のことについては、選挙管理委員会で、定例会で取り上げていただくというありがたいご答弁がありました。併せて、その後の、これも新聞報道なんですが、政府が地方議員の成り手不足解消や議員構成の多様性確保に向けて立候補者の住所、生年月日、性別の告示取扱いを見直すという報道がありました。このように本町が何か対応しようとしていることがありますか。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えします。今、議員のおっしゃったように国のほうから県の選管のほうに指導的な文書が送られてきてまして、町のほうにも県から同様な文書が送られてきております。それに対しての県選管での、特に取組については、現在のところ行っておりません。今回のご質問では、先ほど答弁したんですけれども、性別の部分であってですね、今回の追加の部分については、対応については委員長のほうの確認を取っていないので差し控えたんですけれども、今回ご質問があったということは委員長、委員の皆さんにはまたお伝えしたいと考えております。以上です。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 先ほど申し上げた性別表示のところなどについては、私の調べたところについては愛知県や岐阜県でかなりの自治体でも進んでいるというふうに聞いておりますので、是非調査の上で適切な検討を行っていただきたいというふうに思います。

それから一括交付金については分かりました。

最後の核兵器の禁止条約についてですが、これも報道ベースですけれども、生命保険会社、国内の大手4社では、核兵器関連企業への投資を自制すると、こういう報道がされています。非人道的な兵器ということで、そこに関わる資金を提供するということでは評判が悪くなるということを恐らく懸念しての措置だと思えます。既に禁止されているクラスター弾、それから対人地雷、化学兵器、こういったものも禁止されているわけですけれども、国際的にこれについても既に投資を禁じているそうです。核兵器はそれよりもさらに非人道的なわけですから、是非、私は、批准は国が

決めるべきだということだけれども、そういう立場から、地方から声を上げていくということが大変大事だと思っております。確認をしておりますが、例えば長崎県、あるいは広島県、自治体は恐らくそういった要望を出しているんじゃないかなと、確認しておりますけれども、思っております。そういった形、そういった観点からも南風原町長としてそういう姿勢を前面にすることはできませんか。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。町長としてというふうなご質問でございますけれども、答弁で申し上げておりますとおり、この件に関しまして、やはり国のほうが防衛外交という観点からも、国のほうが率先して対処すべきというふうに基本的には考えております。ただ、唯一地上戦が行われた沖縄県の県民の一人としまして、議員ご指摘のとおり、やはり何らかの意思表示といいますか、それはやるべきかもしれないと思っております。これは歴代の町長が感じてきたことだと思っております。そういうことで、本町は非核平和宣言のまちということを宣言いたしておりますし、また考え方としまして、その宣言の趣旨をずっと尊重して、引き継いできているというふうに認識をいたしております。国のほうで、やはり被爆国として、核保有国、あるいはまた非保有国の間に立って日本国がいろんな形で役割を果たしてもらいたいという思いはございます。以上でございます。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 今、町長の答弁の中でも述べられました非核地域に関する宣言決議というのが、昭和57年3月29日に南風原町議会で議決されております。これは私の記憶ではたしか県内でもかなり早い時期の宣言だったのではないかと思います。この辺、何か確認できますか、時期について。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えします。県内では、一番目になっております。日付につきましても、昭和57年3月29日で、議員ご質問のとおりでございます。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 ありがとうございます。この宣言決議は、中のほうでこう述べております。「もしも核戦争がひとたび勃発すれば、最前線基地の沖縄はたちどころに極東の「要め石」から「捨て石」へと化することは必定である。」と、述べております。どういう形で核戦争になるかは分かりませんが、恐らく沖縄県民が避難できる、全員避難して沖縄に残ったのは軍人だけと、兵隊、その関わるものだけということ

になることはまず不可能ですね、避難計画もないと思います。ですから、ひとたびそういうことになれば、これはもう何も関わらず、思想・信条どころか、性別どころか何に関わらず全て犠牲になるということにならざるを得ないわけですから、町長がおっしゃった地上戦が唯一あったということもあるし、宣言決議は先に決議を上げた。この南風原町からこの意思を表明すると。議会答弁の形で結構でしょうし、そのことは大変私は意義があることだと。そして世論を動かしていく。その一石を投じることを進めていく。こういう声にあるんじゃないかと思えます。大変申し訳ないけれども、改めて町長いかがでしょうか。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 先ほど答弁したとおりでございますけれども、議員もしっかりと調査なさっております。県内でも初めての、最初の非核宣言のまちでございますので、そのあたりは私も踏襲していきたいと考えております。先ほど申し上げましたけれども、唯一の被爆国として、国としてはやはり核保有国、あるいはまた非保有国、その間に立ってしっかりと日本の役割を果たしていただきたいという思いでございます。以上です。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 この件、批准を求める意見を南風原町議会として上げてほしいと、こういう陳情も来ていまして、委員会では審査は終わりましたけれども、これは是非南風原町から物を言っていくということで必要なことだと思います。それから先ほどの架け橋論というのがありますけれども、日本の提案に対しては、当初は賛成がいっぱいいたけれども、国の数で。これが徐々に減っているということも指摘をされています。もっと実効ある措置を取るべきだということでございます。終わります。

○議長 玉城 勇君 お疲れさまです。休憩します。

休憩（午前11時05分）

再開（午前11時14分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。10番 浦崎みゆき議員。

〔浦崎みゆき議員 登壇〕

○10番 浦崎みゆきさん おはようございます。それでは一般質問をさせていただきます。質問の前に所感を一言申し述べたいと思います。東日本大震災より、本年は去る3月11日に10年を迎えました。ここに改め

まして追悼の意を表したいと思います。南風原庁舎内では11日2時46分、地震の起きた時間に1分間の黙禱がささげられたと伺いました。私は、一町民として南風原町を誇らしく感じました。今後、この震災のことを忘れることなく、次世代へつなぐ意味も込めまして、節目の節には同様な取組が行われるよう希望したいと思います。それでは一般質問に入ります。一括にて質問、答弁でお願いいたします。

1. 奨学金返還支援制度について。(1) 本町の奨学金利用人数は何名か。(2) 奨学金返済状況はどうなっているか。(3) 奨学金返還支援制度の内容、また、本町への導入についての見解をお伺いいたします。

大きい2問、待機児童対策について。(1) 本町の待機児童は何名か。(2) 待機児童対策の一環として保護者に代わって幼児を育てる祖父母らに手当を支給する制度の導入の見解をお伺いいたします。(3) 子育て支援として世代間のギャップをなくすような「孫育て応援ブック」の作成ができないか。以上、お伺いいたします。

○議長 玉城 勇君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 質問事項1点目の奨学金返還支援制度の(1)についてお答えいたします。本町の南風原町育英会による令和2年度学資の貸与の利用者は24名となっております。(2)でございます。償還対象者20名中、通常償還8名、返還期限の猶予や減額返還が9名、未償還が3名となっております。(3)でございます。若者の地元企業への就職や都市部からのUターン、Iターン、Jターンを促進を目的に地域内の一定期間の居住、また特定業種への一定期間の就業など、定められた要件を満たすものの奨学金返済を自治体や企業が支援する制度であります。地域の課題や実情に合った要件を定めることで地域活性化を図る制度であり、その財源や取組事例などの調査を行っていきたいと思います。ちなみに、令和2年6月現在で32府県、423市町村がその制度の支援に取り組んでいるところでございます。以上です。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項2点目の待機児童対策について。(1)についてお答えします。現在、入所調整中となっている令和3年4月1時点の待機児童数は、3月2日時点の速報値として77名となっております。

(2)についてお答えします。子育て中の保護者にとって、祖父母の協力は大変ありがたく心強いことです。しかし、各世帯様々な家族構成がありますので手当の支給に関しては様々な角度から考察が必要だと考えます。(3)についてお答えします。他県での作成事例が

ありますので、今後、調査研究をしてみたいと思います。以上です。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん 答弁ありがとうございます。それでは順を追って再質問をしたいと思います。まず、先ほど3番目の制度についてお話がありましたけれども、まず最初に制度の説明を少し行いたいと思います。皆さんのお手元にもお配りしてありますように、チラシのほうを見ていただければ大体の内容がお分かりになるかと思います。これは将来的な返還支援対象者として、日本学生支援機構第1種奨学金、無利子貸与ですね。優先的に採用される地方創生枠というのが平成28年より創設をされております。この制度が拡充をいたしまして、2020年6月、市町村に対しても企業が関与しなくても、また市町村が基金化をしなくても国が財政支援できるようになりました。一定の要件があるわけですが、これは各市町村いろいろな違う立場で設定をしているようです。それを使った市町村には特別交付税措置が図られて、これはまち・ひと・しごと創生本部より特別交付金として措置が行われる仕組みというふうになっております。この地方創生枠奨学金とこれまでの奨学金の違いでございますけれども、各地方自治体に置かれる基金設置団体というふうに定める要件によって、まず将来の、今大学生とか、そういう人たちが返還支援対象者として選考されていくような制度にもなっております。基金設置の団体によりまして、選考基準は異なるわけですが、卒業後に地元企業に就職することを条件、またその地域に住んで、その地域の会社に就職していくというようなことで、いわゆる奨学金の肩代わりをしていくという制度になっております。全額、もしくは一部を補填するような支援、いろいろその設置団体によって地方自治体に委ねられているわけですが、そういうふうな感じの内容になってございまして、企業が今年4月からは、企業がいわゆる肩代わりをする場合におきまして、これまでも企業が奨学金返済、個人個人に対してする制度がありましたけれども、それは給料に上乗せをしてやるものですから、結局、いろんな所得税、住民税、そういったものに対して、また社会保障として45%ぐらいの税金が取られていく仕組みになっていたわけですが、今回からは企業が直接、日本学生支援機構に支払いをするという、画期的な、それで支払いをするわけですから、企業にとっては損金勘定もされて、いわゆる所得から、儲けからこの金額を引かれて税の金額に行くというようなすごくすばらしい制度が整ってきております。そこで是非この制度を本

町にも取り入れていただきたいという思いがありまして、今回質問をしております。まずこの内容はそのような感じになっております。

1番目の人数の確認ですけれども、令和2年度は利用者は24名となっておりますが、これまでの利用者の推移、数字の変化というのはどのようになっていますでしょうか。

○議長 玉城 勇君 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん お答えいたします。町の育英会の利用者ですが、貸与者というか、申請者を言いたいと思います。平成27年がお一人申請がありました。28年度が1人、29年度がいらっしゃらなくて、30年度が2人、令和元年が1人、2年度が1人、こういう状況になっております。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん じゃあ、平均的に1人ぐらいのあれで、令和2年度の24名というのはトータルの数字というふうに見てよろしいのでしょうか。例年どおりというふうに捉えてよろしいかどうか。

○議長 玉城 勇君 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん お答えいたします。答弁の24名というのは、償還者が20名、4名が貸与中の方ということで合計24名ということになっています。先ほど言ったように、大体1人、2人の申請ということになっております。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。数字を見ると、あんまりコロナには影響はしていないのかなということが確認できるかと思えます。

(2)の奨学金返済状況でございますけれども、答弁の中の償還者対象者20名中、通常償還が8名、返還期限の猶予、減額等が9名、未償還3名となっておりますが、これはどの時点でその数字になっているのか確認します。

○議長 玉城 勇君 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん お答えいたします。償還対象者20名中、通常償還は令和2年度に返した方になります。償還、全額返した方が4人いらっしまして、期間内の返還、通常といいますか、償還の期間内で令和2年度は支払いしている方が4名いらっしやいます。返還期限の猶予、減額返還を行っている方が9名ということで、未償還3名というのは令和2年度に償還していないということで、返還猶予中の方が2名いらっしまして、期間内返還中の方が1名いらっしやるということになっています。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん まず、この償還期間ですけれども、奨学金については余り詳しくなくて、どういふふうな償還の内容になっているのでしょうか。

○議長 玉城 勇君 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん 規約のほうからですが、もし、大学を卒業して、1年後に償還が始まります。もし4年大学でしたら、4年間でもらった月、もし、県外の大学で4万円だとしたら、4万円以上を毎月返していくということになっています。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。4万円、かなり大きいというふうに今感じました。それでこの20名から今の数字から考えてみますと、通常に返還した方が8名と、あと残りは9名と3名が未償還ということで、一応ざっと計算すると猶予なり、いろいろ支払いが困難というふうな感じで見られる方は60%、返した方は40%というふうに見るわけですけれども、皆さんのほうではこの年度によって変わるかもしれないけれども、この数字というのはどういうふうに分けられているのか、なされていないのか、またどのようにお考えなのか。確認します。

○議長 玉城 勇君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 新規での奨学金の申込者については、以前より少し少なくなったということで考えております。先ほど、課長のほうから答弁がありました。大体年間1人から2人、以前ですと、これは過去を見ても、3名から4名ぐらいになっていまして、社会的な制度の中で無償化、返さなくていい奨学金がいろいろ出ましたので、その辺の流れとかがあったのかなと。南風原町のほうについても利子がかからないという形を取らせていただいているんですけれども、その辺よりももっと大きな金額で借りたいという学生が世の中にはまだいるのかなということです。償還の部分と償還猶予の部分についてですけれども、ほとんどの方が通常償還ということではあるんですけれども、先ほどおっしゃったように、大体40%はスムーズに行っている。6割の方は少し引っかけりがあったりとかするんですけれども、その中では、さらに進学であるとか就職ですとね、一時期就職氷河期時代に差しかかった学生達がいらっしやるので、償還が滞っていたりということではございました。去年、一昨年あたりからかなり改善がされていまして、結構スムーズな形で流れているのではないかと考えています。ただ、3名の未償還者については、今現在、状況がきちんと把握できていませんので、この辺はきちんと把握すべきだというふうに認識しています。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん それで、この厳しい方が3名ほどいらっしゃいますけれども、この3名の方に関しましては、育英会の方針と申しますか、これはどんなに時間がかかろうともらっていくというようなお考えなのか、基本的な考えを確認したいと思います。

○議長 玉城 勇君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 基本的には、その状況をきちんと把握した上でその辺は対応していきたいと思っておりますけれども、一応は償還していただくということが基本的なスタンスでございます。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん それでは部長のお考えを確認いたしました。今ですね、やはり現在奨学金制度で追い詰められている方もたくさんいらっしゃいます。本日は、町の奨学金に関して質問をしておりますが、今私が述べるのは一般的な奨学金制度ですね。無利子、有利子ということで、かなりの方が本当に追い詰められていると。それでやっとな国も給付型の奨学金が創設されているわけですが、そういったことも進んでいるんですけども、現在も前の制度で借りました方はかなり厳しいと。本当にこれは一部の人ではなくて、今、中間層にまで広がっているという調査もございます。生活上の困難を抱える人がこんなに増えた状況で、これ以上の負担を求めるといことは本当に無理がある状況が、昨今となっているというふうに考えます。困難のある人をさらに追い詰めることにもなり、先ほど申し述べました奨学金の肩代わり、それを対象とした自治体がかかなり増えてきて、そこに救いの手を伸べさせていただいているということも本当に考えられます。基本的に、南風原町は貸与となっておりますが、本来奨学金というのは無償であるべきだというふうな思いが私にはあります。そういったことで現在の状況も考えながら、やっぱりここにある、チラシにあるような奨学金制度、これは私、今事例を述べますけれども、これとは別でございますが、一例としては鹿児島県の薩摩川内市が行っている奨学金返済支援補助金の要綱というのがありまして、薩摩川内市に就職した若者、奨学金の返済を支援しますということで、いろいろ条件があって、平成28年度以降に就職した方が対象ですとか、そういった一定の下、条件の下、補助金を差上げます。そしてここは要するに前年度に払った、返還した奨学金の2分の1、上限20万円を、返還が完了するまで補助金総額が200万円に達するまでの補助を受けることができますというような制度になっております。チラシにあります対象者の大学、大学院、

短大、高専、高等学校、卒業生30歳未満の方がこの地域に住んで、そこで仕事をして、もちろん企業とのマッチングも大事でございますので、そういったことをやっていくという、そういう救済制度を取り入れているところも、答弁の中にもありました令和2年の6月現在で32府県、423市町村がこのような支援に取り組んでいるということの答弁もございました。是非、本町の奨学金で多くの人材をこれまで輩出してきたものと思います。また、借り手としては町の奨学金を頼りに進学していったんですが、社会人になって様々な事情、返還したくてもできないこと、先ほどの人数、またそういう状況になっているかと思えます。是非、本町にもそのような制度の創設をして、そういった方々を是非にも救っていただきたいという思いがあります。そのためには育英会規約の改正もまたいろいろと必要になってくると思いますが、是非積極的な姿勢で町のほうには取り組んでいただきたいというふうに思いますが、決意並びに方向性があればお示しをいただきたいと思えます。

○議長 玉城 勇君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 償還金の支援でございますが、議員からもご提示いただいたものも、どちらかというと自治体の課題、もしくは企業の利益といいますが、合致したものに対する奨学金の一部支援ということになっております。もし、議員がおっしゃっていたのは、償還が困難になった人への支援ということで、ちょっと私は目的がといいますか、趣旨が別々かなというふうにも感じてはいるんですが、それぞれの自治体で課題はある。例えば保育の担い手がないから、ここに保育士として採用して、何年か定住するのであればという自治体も、ほかの情報ではちょっと見たことがございました。医療従事者とか、そういったふうな町の課題に対して、そういった職種の人がうまく合致したときに支援しているというケースが見受けられました。そうすると、やはりただ漠然と、今就職をしていないのでという方に対する支援となると、これまでやはり返還してきた人たちとの公平性の面も問題はあるかなというふうには感じます。しかし、今のご時世、非常にいろんな制約がかかる厳しいご時世ではございますので、今後また、企業との利害とか本町の定住促進となると、多分人口減少地域がやっている支援かなと思いますが、うちは今のところはその課題はないということでございますので、そういったふうな町の課題、町内の企業との担い手の課題、あとは財源ですね。これは現実的として財源のめど、それらも含めて、トータルで検討していく必要はあるかと思えます。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん 教育長がおっしゃる部分はあるんですけども、私としてはこういう制度を、基金を創設しなくても、その制度を設立していただいて、ここに書かれている、例えば仮に未償還の方が南風原町に住んでいて、南風原町の企業に30歳未満というふうにいろいろ書かれていますけれども、そこら辺は町で調整をしていただいて、その件に関してはこれもその制度のまち・ひと・しごと創生本部のほうからの特別交付金というふうに入ってくるものだと考えているんですけども、そこら辺はどうなのか、よくこれから検証していただいて、何とかそういった方々も救っていただきたいなという思いがありますので、この辺は調査、研究をしていただきたいというふうに思っております。答弁の中に、人口減少はありませんがということでしたけれども、人材確保の観点から、そしてまた今大学で学業をなされている方が安心して奨学金の返済制度を利用して、是非南風原町で働きたい。そういった方々を増やしていただきたい。そしてここに、先ほど言いました、制度的にもかなり前進をいたしまして、いろんなチラシに関しても一応、この創生制度に関わって、そういうところは補助金、全額国のほうから特別交付税措置をされるというふうな制度になっておまして、財源的には市町村の負担は10分の10に拡充をされたというふうに聞いておりますので、そこら辺は心配ないのかなと思っておりますので、是非この制度を利用して、これからの方も、また企業とのマッチングもそうですし、そこら辺の情報の提供、また学生へのお知らせ、そういったものを総合的に町として進めていっていただきたいというふうに思っております。必ずそういう若者、そして人材が南風原町にたくさん来ていただいて、働くことはまた町の発展につながっていくものと思えますし、先ほど教育長お話がありました、この制度と同様な趣旨で、糸満市のほうが令和3年度より市独自の保育士奨学金返済支援制度というのを創設しております、保育士の確保につなげていくようでございます。また、今年の1月28日の参議院予算委員会における菅総理の答弁では、地方自治体による奨学金返還支援制度、さらに多くの方にご活用いただけるよう取り組んでいくと。本年4月からは先ほど申し上げた日本学生支援機構の奨学金企業が社員へ肩代わり、返済できる仕組みを導入する予定として取組を広げていきたいという答弁をしております。是非、この制度を早めに調査、研究して、創設をしていただき、やはり奨学金で苦しまないような若者を、また、現在苦しんでいる方も救っていただきたい。今、

コロナの中で世の中を、明るく、元気にしていただきたいと思っております。再度答弁をお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 以前からこの償還金の制度、無償化の制度についても、そのほかの議員からもいろいろありましたので、この浦崎議員の提案も含めて、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。私がこの質問において、是非推進していただきたいことは2つです。1つは、まず制度の創設です。そしてそれによる人材確保。2つ目は、制度活用によって未償還者に対する助成制度がつくれたらいいなというふうに思っておりますので、この2点を申し上げてこの質問は終わりたいと思っております。

続きまして、次に待機児童対策についてお伺いをいたします。待機児童は、一番新しいところで77名というふうになっているとお伺いいたしました。この77名の方は今年度数字的にはどのように変化していく予定でしょうか。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。こちら77名は速報値ということで申し上げておりますが、3月においては南風原町から他市町村へ転出するなど、保育の申込みを辞退する、あるいはまた企業主導型保育園へ入所するなど、こちらよりも日々数字のほうは減少する方向で動いておりますが、こちらのほうまだデイリーで変化していきますので、議会開始前77名ということで報告しております。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん それでは前年度において、3月以降、どのような現状でございましたでしょうか。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。令和2年4月1日の待機児童数は194名でございましたが、それ以降は、特にゼロ歳児の待機児童が増えていくということが傾向としてあります。ただ、令和2年度においては、先日報道でありましたように10月1日現在、151名ということで、保育園が新設2園が開所したことによって、令和2年度に関しては年度途中の待機児童の減少が見られました。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん 待機児童ゼロになりますか。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 令和3年度においても30名の分園及び小規模保育園などの対応をするなど……、

失礼しました。30名程度の増築及び小規模保育園の新設などを行っているように、我々待機児童ゼロに向けて取り組んでおります。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん 私の質問はゼロになりますかということで出しました。いかがでしょうか。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 待機児童ゼロに向けて鋭意努力しております。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん 答弁はそうになっていくかと思えます。ただ、現実的に、やはりここ何年か、皆さんのご努力、本当にエールを送るものでございますが、現状ゼロということはないかと私は思っております。やはり働きたくてもですね、働かないと生活ができないというこの沖縄の現状もありますし、特にそういった中でですね、やはりこれまでの考え方で子育てをしていったいいものなのかどうか。もっと、ある意味分散型の保育園、保育の在り方というのも、もうそろそろ考えていくべきときではないかというふうに思っております。本町におかれましては、認可外保育園に対して月1,500円の補助もしていただいて、認可外の待機児童対策としては捉えていることに対しては、本当に感謝を申し上げるところでございますが、今後また保育園を増やしていくということもどういうふうな流れになっていくのか、ちょっと確定的ではありませんし、また保育園が定員割れするという事態も考えられていく状況の中で、やはりおじいちゃんおばあちゃんが保護者になって幼児を育てていくということに対してどれぐらいの件数かちょっと確認しておりますが、そういうふうにご手当をさせていただいて、祖父母らにご手当をして、子育て、家族で頑張っていたきたいという考え方からそういうふうにご広がっていくものと思っております。やはり働かないと生活できない現実の中で、祖父母が近くにいれば相談して、大体預かってもらっているかと思えます。私も通りがけのおじいちゃんに毎日孫を預かっているのよ、これどうにかしてくれないかという感じで言われたこともありまして、預かっていただいている方も本当に心苦しく預かってもらっているんじゃないかなと推測いたします。そういったところで府中町におかれましてはプラチナ保育手当というのがありまして、月1万5,000円で、4月は180万円の予算を組んで、そういったおじいちゃん、おばあちゃんに預かってもらうという。そうすることによって預けている側も、預かっている側も本当にうれしいんじゃないかなと。おじいちゃん、

おばあちゃんだっただけで、時間だけ取られて、本音は疲れるんだよねという、そういったあれを払拭する意味も含めて、是非検討していただきたいと思えます。

そして3番につながるわけですけれども、孫育て応援ブックというの、各いろんな自治体で作成をされておりまして、そういったおじいちゃん、おばあちゃんの次世代の保育のギャップを埋めていただくということで、いわゆる各方面で工夫されたハンドブックがあるようですので、ある意味、孫育てにも心強い内容になるかと思えますので、あらゆるマンパワーを活用して、この保育の在り方も多面的、多様な保育の在り方をそろそろ考えて、また方向性を持っていてもいいのではないかなというふうな思いでこの質問をしております。それに対して、最後、決意なりがあればいただきたいと思えます。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えします。保育所の整備については、議員おっしゃっていますように、これからどれぐらい整備していくかというところ、これまでの答弁も今後慎重に需要と供給のバランスが出てきますのでやっぴかないということで答弁してきました。南風原町もその時期に来ているというところですよ。おっしゃいますように、おじいちゃん、おばあちゃんに見てもらおうという部分では、親のほうとしても子育ての負担、ストレスとかが軽減されたり、そういったことで気持ち的にも余裕を持って、子育てもまた楽しくなるか、そういったメリットもございしますが、しかしながら、南風原町に子育てをしている方々みんなが、おじいちゃん、おばあちゃんに預けられるかという、またそういう方々も、遠くにしかいないとかですね、いろんな家族、親族の状況が違いますので、やはり公平性とかそういった部分も見えていかないとはいけません。子供を見ていただくという部分では、子ども・子育て支援制度では、本町では今のところ小規模保育までしかないですが、家庭的保育事業ということで、もう一段、小規模でやる制度もございまして、他市町村ではそれを行っている事業所も、保育者の方もいらっしゃる。今後、そういった部分で手を挙げてくる方がいらっしゃれば、またそういった家庭的保育事業という部分も出てくるかとは思っています。待機児童の対策においても、実際本当におじいちゃん、おばあちゃんに見てもらって、大変貢献していただいているところではあります。やはり町全体として考えていくときに、いろいろな家族構成の状況もありますので、しっかりそこは多角的に、多角的な視点から待機児童の対策を考えていかないとはいけないというふう

に考えます。

あとご提案の孫育て応援ブックですか、確かに世代間のギャップとかそういった部分もあって、以前とは違う日焼けにしろ、いろいろな部分が違ってくるというのがありますが、他府県の事例で大きい市は、市がつくったりとかもありますし、県単位でやっているところもありますので、そのあたりは情報を共有しながら、今後、このパンフレット等については検討していきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。本当に多面的な部分から、少しずつでも、公平性といえど公平性に欠けるかもしれませんが、少しでも子供にとってどのような状況が一番幸せな状況なのかという面も含めまして、いろいろな角度からご検討いただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。以上で終わります。

○議長 玉城 勇君 お疲れさまです。休憩します。

休憩（午後0時01分）

再開（午後0時57分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。14番 宮城寛諄議員。

〔宮城寛諄議員 登壇〕

○14番 宮城寛諄君 通告書に従いまして質問したいと思います。ただ、私の質問3点のうち2点は、昨日、同僚議員がやってもう終わっている感があるんですけども、せっかく通告書に出しておりますので、機会ですので、質問したいと思います。

1点目の南部地域の土砂を辺野古埋立て利用をどう思うかということで、昨日の照屋仁士議員に、答弁でも町長の考え方なり、もう納得はしております。その上での質問に立ちます。辺野古の埋立てに県内調達可能な約7割が糸満市と八重瀬町から採取できるとした設計変更が昨年県に提出されました。そのことが、さきの対戦での激戦地となった南部地域から戦没者の遺骨の混ざった可能性の高い土砂を利用することは県民の心情への寄り添いも配慮もなく、戦没者と、遺族、県民を冒瀆するものです。人道上、倫理上からも平和を希求する沖縄の心からも断じて許すことはできません。そのことは保革を超えた全ての県民の強い思いではないでしょうか。そういう観点から通告書に出しました、この質問を行います。(1) 沖縄防衛局が昨年4月に県へ提出した設計変更の申請書に離島を含む7地

区9町村を、辺野古の新基地建設の土砂の調達先に追加記載しています。沖縄戦で激戦地になった南部地域の土砂、戦没者の血の染み込んだ土砂で軍事基地建設の埋立てに利用することは許されない。遺骨収集もまだ終えてない地域です。戦没者への冒瀆ではないかと、怒りの声が上がっています。町長は南部地域からの土砂を辺野古の新基地建設の埋立てに使用することをどのように思うかお尋ねいたします。

2点目に新型コロナウイルスワクチン接種方法を問うということであります。昨日、県内で感染者が75人でしたか、今どんどん増えている状況、第4波が来ていると言っても間違いではないというふうに思います。ワクチンが多く地域で、世界中でワクチンが接種されているんですけども、そしてその効果もいろいろと出されています。そういう中で、ワクチンに期待するところは非常に大きいというふうに思います。しかしながら、ワクチン頼みだけではなくて、日頃の、これまで気をつけてきた私たちが三密を避けるとか、努力が、要するに感染防止対策をやっていかなければならないというふうに思います。しかしながら、このワクチンを期待する多くの国民もあります。そのことで質問をしたいというふうに思います。新型コロナウイルスワクチン接種の方法を問うということです。(1) 新型コロナウイルスワクチン接種が県内でも行われ始めました。町民へのワクチン接種は65才以上の方からとなっているようですが、どのように実施するのかお伺いいたします。①接種場所は、中央公民館、ちむぐくる館、医療機関などが考えられるがどこか。②接種する順番はどう決めるのか。③通知はどのようにするのか、お尋ねいたします。

3番目に長堂川上流のしゅんせつ・草木の伐採を問うということです。宇平橋上流の河川内に、もしくは法面の雑草、草木の刈取りが近年行われていません。区民では対応できない状況であります。河川の中にはバイク等の投棄も見られます。しゅんせつ等も含めて、草木、雑草の除去はできないかどうか、その点をお伺いいたします。以上、よろしくお願ひします。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 宮城寛諄議員のご質問にお答えいたします。質問事項の1でございますけれども、遺骨が残る可能性のある土砂は使うべきではないと、かように考えております。

質問事項の2、それから3につきましては、副町長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは質問事項2つ目の、

新型コロナウイルスワクチンの接種方法についての(1)についてお答えします。まず①から③まで順次お答えいたします。①集団接種を中央公民館で実施します。また、個別接種に関し、町内医療機関と調整をしているところです。②国が示す接種順位に従い実施していきます。③接種対象者へは個別通知を行います。

3点目の長堂川上流のしゅんせつ、草木の伐採についてお答えします。町で管理している4河川については、河川の状況を確認し除草作業や堆積土砂の除去を実施しております。河川内に投棄されたバイク等は、早期に処理を進めてまいります。以上です。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 県民みながそういうふうにいると思います。昨日の照屋仁士議員への答弁では、可能であれば議員の皆さん方と行動を共にするという事を町長は答弁なさっていましたが、その辺はどうでしょうか。例えば、いろいろコロナ禍ですから人が集まって集会を開くということにはできないという、そういう状況だと思いますけれども、いろいろ、今県内で意見書が出されたりやっております。もしかしたら、そのための町民大会を開くとか、そういうこともあるかもしれません。昨日は議員の皆さん方と可能であれば行動を共にすると。その辺は昨日のあれと考え方は変わりませんか。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。昨日は、照屋仁士議員からは、見解とそれから町長の対応も示していただきたいというふうな趣旨のご質問でございましたので、私としては、幸いにも今回、議会のほうに要請ですか、それも提出されているようでございますので、その審議の状況も注視しながら、議員おっしゃった大会なり、あるいはまた要請行動なり、そういったようなことがあれば、私も議員の皆さん方とできるのであれば、行動を共にできたらいいなど、そういった思いからの答弁でございました。現段階では特に、議員ご指摘のような町民大会とか、そういったふうなものは想定はいたしておりませんが、やはり思いは議員の皆さん方と一緒にですということ、その趣旨を答弁したというふうなことでご理解いただきたいと思えます。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 ありがとうございます。是非、一緒に行動できればと。町民にとってもそのほうが非常に心強いというふうに思いますので、そのときには一緒に行動を行っていききたいというふうに私も期待を申し上げます。この件は終わりたいと思います。

2点目のワクチンの接種ですけれども、中央公民館で行うということで、そのほか町内医療機関ということですが、その辺の調整というのはどういうふうになっているのか。例えば集団接種をする中央公民館、そのところのお医者さんなり、医療従事者ですか、看護師さんなり、その辺は確保されているんですか。それとも個別接種を行う医療機関との調整なんです。今、私が非常に懸念するところは、今、また第4波というかどんどん多くなっています。そうすると医療機関としても、例えばこれまで集団接種に可能とされた方がちょっと難しくなったとか、そういうふうにはしないかというふうな懸念があります。ですからそういったリバウンドというんですか、広がる前に本当はワクチン接種は早めに打っていかないといけないんですけれども、ワクチンの量が国から来るわけですから、それは特に南風原町独自に前へ前へとやるわけにはいかないと思うんですけれども、その辺の医者の確保、医療従事者の確保というのを、その辺は十分に今なされているんですか。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 宮城寛諄議員の質問にお答えいたします。ワクチン接種に関しましては、集団接種と個別接種、両方を行ってまいります。集団接種に関しましては、医師、看護師等の確保を南部地区医師会と協議を行っていきまして、また個別接種に係る町内の医療機関も個別に当たって、今調整している段階になります。以上です。

[宮城寛諄議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午後1時10分)

再開 (午後1時11分)

○議長 玉城 勇君 再開します。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 集団接種のほうもまだ調整中ということですが、これはいつ頃こういうのが分かるんですか、確実にできるという。だって皆さん方は来月の中旬でしたか、案内をかけるわけでしょう。ということは少なくとも来月中には確保、案内かける前に確保も確実にというふうに分かっていないといけないと思うんですけれども。個別接種のほうはその都度、調整していけばいいとは思いますが、少なくとも集団接種のほう、この辺の見通しというか、その辺はどうなんですか。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。地区医師会とはこれまで数回協議を行っていきまして、通知

を発送する前には日程等が決定していく予定になっています。以上です。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 分かりました。そうじゃないといけないと思います。実は私がこの質問を取り上げた経緯というのは、町民がどうしたらいいんだというふうに戸惑わないような方法を是非取ってほしいというふうに思ったんですね。それでこの質問をしているんですけども、医者確保、是非精力的にやってほしいというふうに思います。

それから②国が示す接種順位というのは、これは昨日皆さん方が報告していた1から6まであったんですけども、最初医療従事者、それから65歳以上、基礎疾患のある方、施設従事者、60から64歳、その他というふうになっていたんですけどもそういうことですか。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 そのとおりでございます。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 最初に医療従事者ということですけれども、この医療従事者というのは国、県の責任でやるんじゃないで、市町村も医療従事者を行うんですか。僕はその辺がよく分からない。僕は市町村は65歳以上からまずやると、もうそこまでは終わっているというふうな感覚で捉えていたんですが、そうではないんですか。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えいたします。医療従事者等のワクチン接種の実施につきましては沖縄県が行って、65歳以上の分からは市町村、南風原町が実施主体となります。以上です。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 そうですよ。昨日6つの順番を言っていましたので、医療従事者も町がやるのかなとちょっと疑問に思っていたところです。分かりました。それで接種者のほうへは個別に通知を行うと。これははがきか何かで通知をして、その後はどういうふうに住民は行えばいいんですか。昨日のあれでは電話でやるとかという話があったんですけども、例えば1日何名できると。100人できるんだしたら、先着100名様みたいな、そういうふうなところでやるのかな。それで1日は埋まっているから、次は2日にやってくれ、3日にやってくれというふうなそういう動かし方をやるのかな。その辺は通知が行ったら電話で早い者勝ちというふうになるのかどうか。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。通知を送りました後に、予約開始日を設けて、半日で、集団接種に関しましては半日240人、これは3時間、4時間当たりになります。また三密を避ける意味で30分ごとに何人と決めまして、そういった感じで予約を受付、また電話予約と並行しましてウェブでも受付できるような取組を行っています。以上です。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 夜でも受付できるということ、それも時間があるんでしょう、多分。その辺はこの通知に何時から何時までにやってくださいというふうに書かれているというか、指定されているということでしょうか。

それで、中にはこのワクチンに対する不信感というのか、私は打たないという方もいますし、その辺の対応は皆さん方どういうふうに行いますか。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。ちょっと先ほど、受付に関しまして、ウェブ受付です。あとまた、続きまして、こちらのワクチン接種に関しましては強制ではなくて本人の意思を確認した上で行うものですから、その辺の説明等は十分説明して、本人納得の下、ワクチンを接種していただくということになります。以上です。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 1日集団で240人、昨日の話だと65歳以上何名と言っていましたか。8,000名でしたか。その人数だと20日間かかるのかな。違うか。40日か。というふうにかかるわけですけども、その間、例えば申込みしていない方、私は打たないと言っているのか、あるいは忘れていたのか、そういうことで受付していない方を、皆さん方はどういうふうな説得の仕方をするのか。尋ねていくとか。電話は来ないわけですから、受付しないから。皆さん方がそういう接種されていない方に対して、例えば文書で流すのか、電話なのか、尋ねて行くのか、その辺はどういうふうになりますか。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 できるだけ多くの方に接種していただきたいというふうに考えております。接種が開始されてきますと、接種が進みますと、システムのほうにどんどん登録して行って接種状況が見えてきますので、そういった状況を見ながら、その次の接種の勧奨あたりは、その時点でまた検討してまいります。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 是非、みんながワクチン接種できるようにしてほしいなと思います。ただ、いろいろ来るワクチンを国が許可するのに、これまでだったら日本は、こういう薬とかワクチンとかの認可が下りるのが物すごく長いと言われたけれども、このコロナウイルスのワクチンに関しては非常に早くやっているの、年寄りから先に打つのは人体実験かと言う方もいるぐらい、疑問を持っている方もいらっしゃるわけですから、しかしながら、今の状況ではワクチンを打てばそれなりの抗体ができるというふうなことも報道されていますし、是非感染拡大を防ぐためには、私たち一人一人の行動がまず大事だし、それとワクチンを打つことが大事だというふうに思いますので、是非その辺は全員が打てるような形で頑張してほしいと思います。この点は終わりたいと思います。

3点目の長堂川の草木の伐採についてですけれども、4河川についてというふうに、順序よくやっていくと、順序よくじゃないな。確認しやっていくというふうになっていますけれども、以前はある程度の予算を組んで200万円だったかな、300万円だったかな、長堂川と宮平川を毎年交互にやるというふうにあったんですね。それだけではできないということもあって、その後、重機代だけを予算化して、それでできる範囲、それから予算も新たに付けたりしてやっていました。長堂川のほうも草木の伐採は河川の中に業者の皆さん方が入って、草木の伐採やしゅんせつを行っています。それからずっとそのままということです。山川のほうではその河川沿いの共同作業でやったりしているんですけども、河川の中まで、それから草木の伐採まではなかなか手が回らないと、今そういう状況です。それで皆さん方には是非やってほしいということの要望で質問をしております。いろんな河川の中に土が滞積している状況、それからそういう草が川の中で繁茂しているわけですから、そこにいろんなものが捨てられているんですね。僕は、皆さん方ちゃんとやったかなと、オートバイはなくなっているのかなと。昨日も見て回りました。今度はオートバイ、自転車、椅子、ゴミ袋、いろんなものが捨てられているんですね。早めにやらないと、あの河川沿いの管理道路が、特に宇平橋のところから来ると住宅があったりして、ちょうど陰になっているんです。それで後ろのほうで飲み食いをしている、そういう状況もあるし、ゴミが捨てやすいのか、是非その辺の管理は早めにやってほしいと思います。ところでこの4河川の状況を見ながらというけれども、今皆さん方は優先順位として、どういうふうな順序で今後整備しようと思っておりますか。その点をお伺いし

ます。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。議員がおっしゃるとおり、以前はかなり財源が確保されていまして、順番よくというんですか、宮平川とか長堂川とか、順番よく整備が行き届いていたというのが現状だと思っております。現在は、近年大雨等による氾濫が見受けられる宮平川を中心に、重点的に土砂の除去を行っていきたいということで、令和3年度も宮平川を中心とした維持管理をしていくと。土砂の除去ですね、草木も含めてですけれども、対策を講じてまいりたいと思っております。それから長堂川については、一応、これまで以前については、それなりの財源確保の下に維持管理がなされた現状はございます。ただし、財源がかなり厳しい状況もありまして、まずは優先的に一部氾濫が見られる宮平川を中心とした維持管理をしていこうと。長堂川につきましても、今は清掃作業員がおりますので、安全対策が必要ない程度のものであるについては、作業員を活用しながら除去作業をしていきたいと思っております。今後また現場を確認しまして、必要性が出た場合については関係部局と協議しまして、予算確保ができないかどうか協議していくということにしたいなと思っております。以上です。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 浸水の被害があるということであればそれは優先すべきだと思います。宮平川のほうも大分河川の中が、向こうも土砂があって、陸化しているところもあるみたいですけども、是非その辺は処理をお願いしたいと思います。それと長堂川ですけども、特に宮平川と違って酷い状況なのが、法面に草木、それからススキなどもそうなんですけれども、ものすごく生えているんですよ。ああいうのは、機械がないとだめじゃないのかなというふうに思うんですけども、その辺はこれまでの清掃作業員ですか、要するに公園整備をやっている方たちのことだと思うんですけども、この方たちにお願ひしてできるのであれば、是非その辺を進めてほしいと。せめて法面の部分だけでも伐採してもらえないと、何というんですか、河川が、まさにゴミ捨て場みたいな感じになっているんですよ。その辺は気をつけて整備をしていくというふうに、そういうふうにならないように、向こうはウオーキングコースにもなっておりますし、是非河川の流れがよくなるような形で、これから集中豪雨、いろいろ温暖化で予測不可能な雨が降ったりしますので、その辺はそういう災害が起きないように是非やっ

てほしいというふうに思います。以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 補足ということで、先ほど作業員の件に触れましたけれども、作業員については、今、管理道路を中心とした沿線沿いの草木の処理程度は作業員で対応はできますが、法面については、安全対策が必要になってくるということで、作業員の対応が難しくなるので、今後、関係部局と財源確保が可能かどうか協議してまいりたいと思っております。以上です。

○議長 玉城 勇君 休憩します。  
休憩（午後1時29分）  
再開（午後1時31分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。11番 宮城清政議員。

〔宮城清政議員 登壇〕

○11番 宮城清政君 それでは一般質問をさせていただきます。今日は、土地利用関係で2点ほど質問したいと思います。

まず最初に1点目、照屋地区土地区画整理事業についてでございます。(1)今の進捗状況はどうなっているか伺います。(2)この事業のこれまでの経緯を伺います。(3)今回、新年度予算のほうに南風原南インターチェンジ周辺の土地利用計画策定業務が計上されております。この南インターチェンジ周辺土地の利用計画策定業務と照屋地区との関係性はどうか伺います。

2点目、本部後原についてでございます。(1)農用地除外に関してはどのように考えておりますか、お伺いします。(2)照屋地区のような事業は可能かどうかお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1点目の照屋地区土地区画整理事業についての(1)についてお答えします。照屋地区については、令和3年1月15日に発起人会と事業化検討パートナーが覚書を締結し、具体的に土地区画整理事業の組合施行に向けて取り組んでおります。令和3年度は、発起人会で測量、調査設計及び事業計画書等の作成を行い、令和5年に組合設立を目指しております。

(2)についてお答えします。平成30年度から地域及び関係地権者との合意形成を図りながら、土地利用

構想、整備手法等の検討を行いました。昨年は、関係地権者から土地区画整理事業の検討に対する仮同意の取得を行った上で発起人会が発足され、令和2年度は権利調査及び関係地権者の意向調査等を実施し、土地区画整理事業の組合施行に向け事業化検討パートナーを決定しております。

(3)についてお答えします。南風原町第5次総合計画に掲げる新規産業ゾーンの実現に向けて、南インターチェンジ周辺土地利用計画策定業務は関係地権者との合意形成、土地利用計画、事業化検討、関係機関協議資料作成等を含め照屋地区のまちづくりの方向性、事業化の実現性を検証した業務となっており、本業務のこれまでの成果により、発起人会の発足、事業化検討パートナーの決定等、土地区画整理事業組合施行に向けて進捗しております。

2点目の本部後原についての(1)についてお答えします。平成30年度の農業振興地域整備計画書の変更にて、本部後原の農用地区域の除外を行いました。除外した箇所がある程度、利用された状況でなければ新たな農用地除外は厳しいものと考えます。

(2)についてお答えします。現在策定中の都市計画マスタープランにおいて、産業系の土地利用地区として方針を示す予定です。事業導入については、地域及び地権者の合意形成、事業可能性についての調査をする必要があります。以上です。

○議長 玉城 勇君 11番 宮城清政議員。

○11番 宮城清政君 それでは再質問させていただきます。答弁いただきました内容を見ますと、(1)と(2)はほぼ関係している状況でございます。(2)の中でそういう進捗状況等もありますので、一括してまた再質問したいと思います。本当は順序、経緯が最初だったかなと思ったりもしていますが、この南風原町がパートナー、まずこのパートナーという意味合いですね、発起人会とパートナーが覚書ということになっていますが、これをちょっと教えてもらえますか、パートナー。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。現在は、発起人会ということになっておりまして、これから順次組合というふうに名称が変わっていきまされども、現在は正式に業務代行者としてはまだなっていないので、事業化に向けた検討をするような、一緒に支援していくようなパートナーとしての位置づけで締結はしているということになります。今後は組合なりが設立しますと、事業化代行予定者としての締結をしていくと。それから組合が設立されますと、業務代

行者としての契約を締結していくというふうな流れになっています。

[宮城清政議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午後1時38分）

再開（午後1時39分）

○議長 玉城 勇君 再開します。まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 現在、契約を締結しているパートナーというのは、今3社JVで契約を締結している業者でございます。

○議長 玉城 勇君 11番 宮城清政議員。

○11番 宮城清政君 じゃあ、この発起人会と企業2社で、3者で今、事業化に向けて検討している最中ということよろしいですか。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 議員がおっしゃるとおりでございます。

○議長 玉城 勇君 11番 宮城清政議員。

○11番 宮城清政君 これまでの経緯の中で、南風原町が屋根地区区画整備事業に踏み込むに当たっては、最初の仕事というんですか、これは基本構想の中で産業振興ということで、そこで話が出て、最初の動き、どのような動きから始まったのかというのを、ちょっと合意形成とかいろいろ図りながらとありますけれども、仮同意とか、こういうものはどのようにして地権者との交渉の仕方というんですか、このやり方をどのようにしてやったかというのを教えてもらえますか。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 今、土地区画整理事業導入に向けて取り組んでいる最中でございますけれども、議員からも質問がありました経緯については、まず平成30年度の現況の把握とか、あとは土地利用計画の検討とか、あとは整備の手法等についての地域を交えながら勉強会を開催しています。それから令和元年度に、それを受けましてまちづくりの実行に向けての用途地域の案の作成をしたり、地区計画の案の検討を行って、それに基づいても、前年度と同じように地域の説明会とか勉強会を開催している。それから令和2年については地権者の調査とか地権者の意向調査、企業ニーズ調査等も含めて検討しまして、その段階でも地域の説明会等を開催していると。現在に至っております。

○議長 玉城 勇君 11番 宮城清政議員。

○11番 宮城清政君 説明会、研修会等々行ったということですけど。当初、どんなものですか、地権者と

いうのは、大分いますよね、100名以上いるのかな。その段階で説明会とかそういう、大体何%ぐらいの方々が参加されていたかとか。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 年度に応じて、人数に多少違いはありますけれども、おおむね20名から30名の方々が参加して、勉強会とそれから説明会を行っているということです。

○議長 玉城 勇君 11番 宮城清政議員。

○11番 宮城清政君 これは20名、30名の方が、自分が質問して聞きたいことは、例えば地権者が100名いたとする。この地権者の皆さんに区画整理事業を計画するよみたいなの、そういう働きかけというんですか、最初の動き、行政からの動きですね、例えば尋ねていったのか、それとも集めてやって、今、研修会は二、三十名というんですけれども、これ100名ぐらいいますよね。実際、何名地権者がいて、どのような感じでやったかというのを教えてもらえますか。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 何年頃からというのは、ちょっと私も、課長前でございますから分かりませんが、1軒1軒回って意向調査はしております。そのときから大半の賛同が得られたというふうに伺っております。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午後1時44分）

再開（午後1時44分）

○議長 玉城 勇君 再開します。11番 宮城清政議員。

○11番 宮城清政君 そこが聞きたかったんですよ。当初、町として動いて、各地権者回ってみたいなのをちらっと聞いたことがあるので、そこでそういう区画整理の、これあるよということで、地権者にまず知らしたということだったように思います。この令和、一番最初に令和3年度に発起人会で測量、調査設計及び事業計画書等の作成を行い、令和5年に組合設立を目指しております。これは事業主体の正式なあれはまだ、発起人会で新年度は測量とか調査設計、事業計画書、これを委託するのか。これまではパートナーって覚書で締結して事業の施工に向けて検討、取り組んでいるということなんですけれども、委託契約とか、そういうのは今まではないということいいんですか。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 今回の手法は、南風原町でも初めての手法で、県内でもこの規模の業務代行の区画整理はございませんけれども、そういう状況で

手探りでやっているというか、勉強しながらやっています。業務代行の区画整理方式ですので、今の状態というのはパートナーと発起人会が覚書を締結して、事業化に向けて進めていきたいと思いますというところです。この業務代行方式のいいところは、組合設立までの費用がございませぬ。これを業務代行、すみませぬ、今業務代行と言いましたが、業務代行予定者と今はパートナーと呼んでいますが、こちらが負担することができるということがございませぬ。要は、組合設立までは組合としてはお金を借りることもできませんので、そういう費用が通常の場合、この発起人会の誰かが、代表者が借りるとか、そういうことになるんですけども、この場合は代行予定者がやることができるということで、代行予定者とパートナーと発起人会は覚書を交わしているわけですが、組合設立までのこの費用は基本的にはパートナーが費用を出せるということで、今僕らのほうでは伺っております。ですから、発起人会がやる形にはなりますけれども、費用を出して動くのもパートナー、代行予定者になります。

○議長 玉城 勇君 11番 宮城清政議員。

○11番 宮城清政君 私も初めての組合方式ということで、初めてのものだから、なかなか分からない点が多過ぎて質問しているんですが、この今、パートナーと覚書で締結をして、その中で事業所、企業2社と発起人会ということで、また先ほどの話ではパートナーが、委託契約とかそういうのもあるわけですかね、このパートナーというのは。業務、代行の内容でね。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。業務代行者とのこういった事業、測量とか入れるときの契約ということで理解してよろしいでしょうか。現在はパートナーとの覚書も締結をしまして、先ほど部長からも説明がありましたが、測量設計とかそれを令和3年度に一応スタートさせます。その3年度については、代行者が立て替えて、この費用は全て立て替えておいて実施していくというふうには伺っております。

○議長 玉城 勇君 11番 宮城清政議員。

○11番 宮城清政君 分かったような気がするんですけども、このパートナーというのが業務代行もやるということで、これは覚書か何か、それが入っているか分からないが、そこが測量調査設計事業計画書作成等の費用はそこが持つということでもいいですよね。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長 玉城 勇君 11番 宮城清政議員。

○11番 宮城清政君 じゃあ、南風原町の仕事、役目としては各地権者への周知と、発起人会をつくらせたのかどうか分からないが、そこで後は発起人会とパートナーで事業を進めていく。町としての役割というのはどういふのがありますか、今後。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 役場は、南風原町のまちづくりに寄与するということがございませぬので、これはこれからも協力していくということになります。法律でもこの組合は行政に支援を求められることができるということになっておりますので、いろんなところで支援を求めるとは、まだどういふものを求めるかも私どももまだ聞いておりませぬけれども、支援はこれからも求めることはあると思ひます。どれだけ南風原町が支援するといふのを、ここのははまだ決まらなごいませぬ。先ほどの代行者ですけれども、まだパートナーの段階では代行者としては決まらなごいませぬ。どこまで代行するかといふのを、これからまた組合、今の発起人会が組合になってきますけれども、そのときにまた双方で契約を交わすことになってくるので、ですから状況としては組合設立、区画整理に向けてパートナーと一緒に発起人会が進んでいるということであって、内容としてどこまで組合、最終的には組合ですな、組合がこの代行者に、代行者がここになるかも分かりませぬよ、まだ。代行者にどれだけのを業務を代行していただけるかといふのもまだ決まらなごいませぬといふところなんです。それから双方話し合いをしながら決めていくということになります。

○議長 玉城 勇君 11番 宮城清政議員。

○11番 宮城清政君 代行者はもちろん、今決まらなごいませぬといふことだろうと思ひます。このパートナーの2社といふのが、恐らく専門的な知識があつて、そこで測量とか調査設計等々がやられるといふことは、この会社でやるか、委託するか分かりませぬけれども、そこまでやって、あとは組合、まず事業主体といふのは組合といふことでよろしいですか。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。組合でございませぬ。それから先ほど議員がおっしゃつていた、2社ではなくて、3者JVといふことで今動いております。

○議長 玉城 勇君 11番 宮城清政議員。

○11番 宮城清政君 南風原町の負担といふのはないといふことで、協力体制といふことで、あとは組合側設立までを協力して、持っていく、あとは組合の発

注でこの事業を行う。それが令和5年度ぐらいのめどですという、そういう意味でよろしいですか。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。あくまで、今現段階では予定の工程ではございませんけれども、令和5年度に組合設立を今日指しております。令和8年に事業の完了、令和8年、事業完了のスケジュールで動いているというふう聞いております。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 ちょっと補足します。確かに組合施行でやるという方向で考えております。組合方式の業務代行方式、業務代行方式もいろいろな代行のさせ方がある、一括代行なのか部分的な代行なのかということもございます。町の負担としては、先ほども言いましたけれども、負担がどれだけというのは、向こうは事業計画はまだですので、どういうものが出てくるかは分かりません。よくあるのは公共施設の一部を町がやるとか、こういうのはございます。例えば、想定されるのは下水道とか、そういうものの整備、水道もそうですね、そういうものは普通に考えられます。道路の整備も求めることもあるかもしれません。これは一部ですね、多分。それとあと、町としては当然やらないといけないのは、組合設立して組合がまちを変えていくわけですけれども、そのときにやっぱり手続がございますので、都市計画法上の手続とか、そういうのはやはり町としてやっていかないとけないということになります。すぐ考えられるのは線引きとかですね、あと地区計画を定めなさいということになりますと、地区計画を定めるような計画とかはそれは町の仕事になると思います。

○議長 玉城 勇君 11番 宮城清政議員。

○11番 宮城清政君 それでは(1)(2)はこれで終わります。

(3)南インター周辺。今回の利用計画策定業務、これは5次総合計画の中で産業ゾーンの実現に向けてということであります。ここでも関係地権者との合意形成等々入っています。これは照屋地区の地権者とはどうなっていますか。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。合意形成については、事業導入前からアンケートを実施したり、それからこういった策定業務においても、先ほどご説明しましたけれども、いろんな現況を把握しながら、また整備手法についても検討しながら、あと地権者の意向調査等も踏まえまして、今、仮同意

ではございますけれども、90%弱ぐらいの同意が得られているというふうになっております。

○議長 玉城 勇君 11番 宮城清政議員。

○11番 宮城清政君 分かりやすく、ちょっと聞き方がまずいのかなと思って。照屋地区の地権者がおります。今回の利用計画策定業務に関しての関係地権者とあります。照屋地区の地権者、この関係地権者はどうなっていますかということで、同じ人なのか。これは南インター周辺だから津嘉山側も入っているかなと思うんですよ、この産業振興ゾーンは照屋側と津嘉山側にありますのでね。その辺、今計画している照屋地区の区画整理の地権者も入っているだろうと思ってはいらぬですけれどもね、今度の計画の中で。これはそれでいいですか、地権者。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 すみません、南インター周辺の計画の策定業務につきましては、照屋地区、津嘉山地区、両方入ってございます。その中で事業化をするに当たって、津嘉山と照屋に分けて、そして照屋のほうが先行しているというところです。照屋にしましては、90%程度の賛成を得ております、というところです。津嘉山にしましては、いい感触ではございませんけれども、その数値的なところはまだしっかり把握はしてございません。

○議長 玉城 勇君 11番 宮城清政議員。

○11番 宮城清政君 これは土地利用の計画、策定業務ですので、この土地利用計画があって、次に区画整理があるだろうというふうに思ったんですね。これは新年度の、今年度の計画で委託契約の中に入っていますので。そういった意味では南風原町のこういう委託業務関係の予算とか、そういうのも照屋地区の区画整理との関係性もあるんじゃないかと思って、今聞いていました。その辺は、あると言えはありますよね。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 この計画自体が総合計画に基づいての土地利用の転換ということでやっておりますので、それでその中で、じゃあそれをどう具体化というか、実現していくかというのに区画整理があったということです。要はこの調査の中で検討した結果、区画整理での事業化、産業誘致が可能だろうということで進めてきているというところです。

○議長 玉城 勇君 11番 宮城清政議員。

○11番 宮城清政君 今回の土地利用計画策定業務は、そういった意味では資料もあるのかなと、やりやすくなるのかなと受けました。

2点目に行きます。本部後原についてです。これは

平成30年度で農振計画書の変更で後原の農用地区域の除外を行いました。このときは今とは違って意外と面積的には多く除外されたなという印象を受けました。その前は2筆だけ除外されていましたのでね。ただ、結局、除外した場所で開発されているのかとか、県はその辺をよく見るみたいですがけれども、2年前、3年前ですか、2筆除外したときには1筆に住宅が2つ建ちました。今回、この間、去年除外したところ、ここでも住宅がつくれるかという話があります。ただ、これはでも、ぼつんぼつんと住宅ができたんではという考えがあります。そういったことで今回、この質問をしていますけれども、この答弁から見ると前みたいな除外は厳しいよという意味に受け取っていますけれども、この辺はどうでしょうか、この後原に関しては。

○議長 玉城 勇君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 はい、おっしゃるとおりです。前回、南風原町では農振除外を、面積でいいますと、約1万5,000平米。そのうち本部後原が7,500平米除外しています。ということは、南風原町の農振計画書の半分を占めているわけです。県もそうですけれども、私たちのほうも大きく除外した部分がある程度利用される。極端に言いますと、家が建ち並んできました。そしてこの7,500平米のうち、割合ははっきり言えませんけれども、ある程度、7割とか8割ぐらい家が建ち並んできたということになれば、それに隣接するところを拡大するという話は出てくると思いますけれども、今の現状でいいますと、あまり利用されていない状況なので、そのされていない状況の中で、さらに除外を拡大するという事は厳しいものだと考えております。以上です。

○議長 玉城 勇君 11番 宮城清政議員。

○11番 宮城清政君 確かにこれまでもそういう経験をしてきていますので、なかなか除外は厳しいだろうと思っております。そこで(2)の照屋地区のような事業は可能かという質問をしております。この本部後原は何ゾーンですか。計画では。

○議長 玉城 勇君 休憩します。  
休憩 (午後2時06分)  
再開 (午後2時06分)

○議長 玉城 勇君 再開します。まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 南風原町の第5次総合計画の中では、新規産業ゾーンとして位置づけられております。

○議長 玉城 勇君 11番 宮城清政議員。

○11番 宮城清政君 本部も、後原も産業ゾーン、前

に図面を見てちょっと意識があったから、同じ。質は同じじゃないかもしれないけど産業ゾーンということで合っていました。しかも、津嘉山区画整理は本部の後原まで引いてきています。そこで今、さっきあった照屋地区みたいな、そういう地区計画みたいなものがないかということを質問しております。答弁では地域及び地権者の合意形成、事業可能性についての調査をする必要があるということで答弁をもらっております。これはその地域、地権者の合意形成があれば、そういう区画整理あるいは地区計画等々、可能性があるということによろしいですか。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。現段階で可能性が有りますという段階ではございませんが、答弁の内容にもありますけれども、地域及び地権者の合意形成とか、事業の可能性について調査する必要性があり、その結果、その調査をした結果、そういった導入が図られるかどうかというのがまず最初に来るのかなというふうに思っております。

○議長 玉城 勇君 11番 宮城清政議員。

○11番 宮城清政君 照屋地区でいろいろ細かいことを聞いたのは、実はこの本部地区に当てはめたらどうなるんだろうということで聞いております。例えば調査が必要だということで、この行政のほうで、同じ産業ゾーンでこれはもう区画整理もくつついてきているし、これも開発したほうがいいんじゃないかという考えで、そういう調査を入れたほうがいいんじゃないかとかいろいろ、今の考え方、今でいいですよ。今どのように後原の地域をどのように考えているかというのを。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 お答えします。総合計画でも産業のゾーンということにはなっておりますけれども、先ほど業務代行方式の区画整理ということでございますけれども、これはある意味では企業側もかなりのリスクを背負いながらやる。要は先行投資しますので、そういうところもございます。ですから、かなり魅力的なところじゃないと厳しいところがございます。そういうことで、南インター周辺と本部後原では条件が違いますので、この辺またこういうのが導入できるかというのは、やっぱり課長が言ったようにしっかり調査をして、見込みがあるのかというのも考えながらじゃないとできないなと思っております。そういうことで、それとまた最初から言っておりますけれども、これ最初の事業ですので、業務代行方式というのは那覇市あたりの再開発とかそういうことではよ

く使われておりますけれども、区画整理では、これだけの大きなものは10ヘクタール、そんなに普通の規模ですけれども、そんなに、うるま市あたりに小さいのがございますけれども、この規模は沖縄県ではないんですね。そういう事業ですので、やっぱり照屋地区の進捗をしっかりと見てからではないかなというふうに考えております。照屋地区のある程度の進捗が出て、次、津嘉山に移る。また本部後原が可能か、この辺を検討していくということになろうかと思っております。

○議長 玉城 勇君 11番 宮城清政議員。

○11番 宮城清政君 確かにこれは相当時間はかかるということだと思います。県内でいうと、浦添がそういう組合方式でやっていましたね、西原グラーでしたかね。これよりも大分時間はかかるので、それ以外に何か地区計画みたいな、後原、奥俣原もそうですね、あの地域一帯として。町長何か、その辺でこの地域を何とかしないといかんという、考え方はございませんか。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。本部後原に関しましては、私も担当部長からありましたように、ある程度、照屋地区が進んだ状況で、照屋地区を一つのモデルとして、次は津嘉山、次は本部後原というふうな流れになるのかなというふうに、内々はそう思っているんですけれども、議員ご指摘のようにちょっと時間がかかり過ぎるという感もございます。そういう点からしますと、平成30年度にやりました農振除外もなかなか厳しい部分があったので、これから除外するにしても、この一連の連単した面積を、土地利用計画を立てて除外をしていくという手法しかございませんので、そのためにはやはり面整備が必要でございますから、組合施行であっても区画整理事業がもうちょっと時間がかかるのであれば、議員ご指摘のとおり、地区計画です。やはり地区計画も地権者の皆さんがみんな同意していただいて、そこに大まかな公共施設を配備していった土地利用を考えていくと、みんなで、地権者の皆さんが土地利用を考えていくという点では区画整理事業とやや似ているところがございますので、同時に一連とした面積の土地利用の転換が図られますので、私の政策の一つとして、インターチェンジ周辺あるいはまた幹線道路の沿線沿いの土地利用の見直しというようなことに合致しますので、そのあたりをもっと積極的に調査研究を進めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 11番 宮城清政議員。

○11番 宮城清政君 農振農用地除外も厳しい状況、あるいは今言う区画整理も時間がかかります。そういった意味ではそういうことも念頭に置かれて、是非本部後原もあるなということ念頭に置かれて、今後検討を進めていただけたらなとお願いして終わります。

○議長 玉城 勇君 お疲れさまです。休憩します。

休憩（午後2時15分）

再開（午後2時25分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。9番 金城好春議員。

〔金城好春議員 登壇〕

○9番 金城好春君 こんにちは。2日目の一般質問、5番手であります。執行部の皆さんには大変お疲れのことと思いますが、もうしばらくおつき合いのほどよろしく申し上げます。今日は、4点質問いたします。

最初に、新型コロナウイルス対策のワクチン接種についてをお伺いしますが、先ほど午後の最初の一般質問で宮城寛諄議員からもございましたが、今定例会で同僚議員6名が新型コロナウイルス対策のワクチン接種についてということを取り上げて質問をなさっております。それだけ、このワクチン接種については大変重要な課題だと思っております。そういうことでもありますので、一応は通告書に従い質問をいたします。よろしく申し上げます。新型コロナウイルス対策のワクチン接種について問う。(1)南風原町のワクチン接種はいつ始まる予定か、スケジュールを示して下さい。(2)接種の場所と接種の順序はどのように考えているか。(3)接種に必要な経費は町の負担もあるか、あるとすれば幾らの額かお伺いします。

大きな項目2番目、津嘉山北土地地区画整理事業についてお伺いします。(1)津嘉山北土地地区画整理事業区域内の地権者から事業の進捗が遅いとの声がある。遅い理由は何か。(2)地権者に遅い理由をちゃんと説明しているか。(3)地権者から住宅や共同住宅を早めに建設したい等、町への要請は今までに何件あるかお伺いします。

大きな項目3、津嘉山中央線の整備について問う。(1)国道507号より南向け次の十字路までの区間だけガードレールが設置されていない、設置する予定はあるか。(2)県道128号線との交差点の改良工事は終了しているが、電柱が道路中央に立っている状態になって交通の妨げになっている。電柱の移動を早急にできないか。他の場所の移動も早急にできないか。

大きな項目4、横断歩道の設置について伺います。

(1)国道507号と町道8号線との三差路の横断歩道は現在2か所は設置されている。国道507号にあと1か所設置できないか。以上、4点お伺いします。よろしくお願ひします。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1点目、新型コロナウイルス対策のワクチン接種についての(1)についてお答えします。県が示すワクチン配分を踏まえ、5月初旬頃から始めていく予定であります。

(2)についてお答えします。集団接種会場を中央公民館とし、接種の順序については国が示す接種順位に従い実施してまいります。

(3)についてです。新型コロナウイルスワクチン接種にかかる費用は、全額国の負担で賄われます。

質問事項2点目、津嘉山北土地区画整理事業の(1)についてお答えします。土地区画整理事業区域内の道路事業補助金については、近年事業費の配分が要望額の半分程度となっていることから、事業の進捗が遅れております。

(2)についてお答えします。問合せや来庁した地権者には、理由を説明し、必要に応じ今後の施工予定箇所等の説明も行っています。その他、区画整理ニュースによる進捗説明、字への工事説明を行っております。

(3)についてです。近年において把握している範囲では、要請があった箇所で造成工事により使用できるようになった箇所が5件、地権者からの要請はあるが、まだ造成工事ができていない箇所11件となっております。

質問事項3点目、津嘉山中央線の整備について。(1)についてお答えします。土地区画整理区域内の津嘉山中央線の一部は未完成です。今後、本舗装整備とガードレール設置を行う予定です。

(2)についてお答えします。本電柱の移設については、道路施工前から協議等を行っており、新しい電柱については移設箇所に設置しておりますが、架空線等が相当数あるため、全ての移設完了は整備中の津嘉山中央線街路工事(1工区)の電柱移設も含め4月中旬を予定しています。冒頭の本電柱の移設についてありますが、この箇所については、これまでも危険性を指摘する声があったことから、移設が完了するまでの間、当面の策としてクッションドラムや標識板等を設置して安全対策を行っております。

質問事項4点目の横断歩道の設置について問うの(1)にお答えします。当該箇所への横断歩道設置について、与那原署に要請いたしております。以上であります。

○議長 玉城 勇君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 ご答弁ありがとうございました。再質問をいたします。昨日の新聞なんですが、このコロナワクチンについて一面に掲載されていましたが、ファイザー製ワクチンの1回目分を4月26日の週に全市町村に配布し、5月上旬から接種を開始する。6月中旬に2回目分も含んだワクチン配布を終える予定だということが掲載されておりました。このスケジュールをもって町のワクチン接種は順調に進むということでしょうか。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 金城好春議員のご質問にお答えします。そういった計画の下で準備万全を期して準備しております。以上です。

○議長 玉城 勇君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 ありがとうございます。それからこのワクチン、瓶が詰められておまして、1箱195瓶、1瓶に5回分の接種の薬品が入っていると。195瓶掛ける5回接種分をやって、975回分の接種に相当するという事まで載っています。それで町は、このワクチン接種の対象者に対してワクチンが入っている箱、2回接種するとして何箱必要になるのかお分かりでしょうか。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。65歳以上の方8,044人が、100%接種するとしまして、1人2回を打つ。約1万6,000回になりまして、これを、1瓶5回なものですから、5で割りまして、約320本。今、1箱195バイアル入っているものですから200バイアルあると考えて、割る200をしますと16箱になります。以上です。

○議長 玉城 勇君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 もう一度確認いたします。16箱で町民全体分あるということですか。それとも高齢者分だけということですか。もう一度お願いします。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 ただいまの計算は高齢者約8,000人が接種率100%で2回受けたという仮定の計算になります。以上です。

○議長 玉城 勇君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 ありがとうございます。分かりました。このワクチン接種については、このワクチンが届かないことにはこちらでも事業が進められないということですので、1点だけ確認させてください。今まさしく3月定例議会中でありまして、一般質問の前に委員会二手に分かれて、このワクチン接種について委

員会のほうでもいろんな議論がありました。そして民生部長、国保年金課長、それから国保課の職員の皆様方から詳しい説明を受けております。1点だけもう一度確認させてください。接種した後に、アナフィラキシーショックといますか、発生したときの対策はどのように対処するか。もう一度、ご説明をお願いします。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。アナフィラキシーショックにつきましては、医師からも気になる点ということでお話がありまして、実際、今、県がこのアナフィラキシーの際の対応についてマニュアル等を作っている最中でありまして。また、南部地区の市町村としても医師を対象としたアナフィラキシーショックにかかる研修会と申しますか、そういったものを計画していきまして、それでもって対応策を練ってまいりたいと思っています。以上です。

○議長 玉城 勇君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 分かりました。万が一、このアナフィラキシーが出て、その後の治療にかかる処方といますか、用意といますか、それはどのような考えでしょうか。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。予防接種法に基づきまして、アナフィラキシー等副反応による健康被害等がございましたら予防接種健康被害救済制度にのっとりまして、窓口は市町村になるんですけども、こういった感じのを審査して救済制度を活用していきます。以上です。

○議長 玉城 勇君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 ありがとうございます。是非とも、ワクチン接種については万全を期して進めていただきたいと要望して、この質問は終わります。

次、2番目の津嘉山北土地区画整理事業についての問いなんですが、(3)の地権者から住宅や共同住宅を早めに建設したい等との問合せですが、全部でこれは、じゃあ16件ということによろしいでしょうか、要請は。

○議長 玉城 勇君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 桃原正善君 お答えします。おっしゃるとおりでございます。

○議長 玉城 勇君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 ありがとうございます。建てられるようになった土地は5か所、それから要請はあるが、造成工事ができていない箇所11か所と答弁があります。この工事がまだできていないのか、造成中なのか、いつまでにできるのか、これは示せるのかどうか。

要請に来た地権者に対して。そこをお伺いしたいと思います。

○議長 玉城 勇君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 桃原正善君 お答えします。使用できるようになった箇所は直して、町道工事も完了している近くとかで、どうにか対応できた箇所は完了しております。完了できない箇所につきましては、工事がまだできない箇所とかがありまして、地権者のほうにも大体工事、いつ頃になるという、判断できるところは大体いつ頃というのをやっていますが、判断できないところはちょっとできないというような説明もしております。

○議長 玉城 勇君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 この区画整理事業、工事箇所が何か所にもまたがっていますので、道路沿いで道路が完成しているところは早めに建物、建築できると。でもまだ、道路もまだ完全に完成してなくて、造成もまだというところは、建てられるようになるまでの期間としては、すぐには即答できないということによろしいですか。

○議長 玉城 勇君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 桃原正善君 お答えいたします。1番目で申しましたとおり、今のところは補助事業の補助金のほうが減額が多くて、こちらのほうもいつ頃できるかという見通し等ができない状態なものですから、確実にできるようなところはおっしゃるとおりに説明しています。そういった事業費云々も絡んでくることに関しましては、先ほど言ったようにできないような説明はしております。

○議長 玉城 勇君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 街区がありますね、何か所か区切られていますけれども、この街区ごとに今年度はここを重点的にやろうと、完了させようというような方針の取り方はできないものかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 玉城 勇君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 桃原正善君 お答えします。今の工事の計画につきましては、今、旧津嘉山ハイツのほうを早めに造成工事を終わらせて、向こうの街区のほうから先にやるということで、優先的な順位で向こうのほうを先に進めている状況でございます。

○議長 玉城 勇君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 じゃあ、ハイツがあった場所付近は3年度以内に造成は完了することによろしいでしょうか。

○議長 玉城 勇君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 桃原正善君 確約はできませんが、3年以内にはできるように頑張っていきたいと思えます。

○議長 玉城 勇君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 ありがとうございます。3年度内に完了するように進めていただきたいと要望して、区画整理事業については終わります。

次、津嘉山中央線ですけれども、ガードレール設置はするという答弁をいただきました。このガードレール、区画整理事業区域内はまだ未設置ですね。その後、買収してから拡幅して、今工事真っ最中なんですけど、県道128号線と町道の共同道路ですね、そこまで。ところどころ完成している場所もあってガードレールですね、カラーのガードレール、あれは何色かな、紫とか茶色っぽいとか。まだ設置されていない箇所も景観をきれいに見せるために、カラーのガードレールが設置できるものかどうか。それと歩道はカラー舗装になっています。それから視覚障がい者用の点字ブロックというんですか、あれも設置されている。同じように整備できるのかどうかお聞きします。

○議長 玉城 勇君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 桃原正善君 ガードレールの設置につきましては、この場所は国道507号バイパスから津嘉山128号線に向けての、ちょうどパン屋さんのところかな、あの間だと思いますけれども、その前後につきましては設置箇所がありますので、色とかにつきましても見て、同じようなものを設置していきたいと思っております。

○議長 玉城 勇君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 ありがとうございます。是非、今設置されているところのカラーのガードレールですね、それとカラーの舗装、整備してくれるように要望してこの質問も終わります。

それと中央線の電柱の色に関してですが、安全対策ありがとうございます。早めの安全対策、大変安心しています。今、見てみますと、移動する電柱、工事終わっています、先週。ずっと見ていましたけれども。それと親子の対話なんですけれども、娘がJA方面から中央線右折するとき、私たちは近道コースに行きますけれども、娘は電柱の後ろのほうから通行しているということを聞きまして、広いところから通っているんだと、これは親子の話なんですけど、それから中に進んでいくと七、八本とか、まだまだ旧道に立ったままの電柱が数本立っているわけです。車と車がすれ違うときにどちらかの車が電柱の手前でストップして、相手の車をやり過ぎて、片側交互通行みたいな

感じで皆さん気をつけながらこっちを通行しているんですけども、この電柱を取っ払いとか移動してもらえると道路も広がってスムーズに、止まることなく通行できるということでこれを取り上げました。これは4月中で全部の電柱を新しい歩道に移動できるということでしょうか。

○議長 玉城 勇君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 桃原正善君 そういうふうにできるということで協議しております。

○議長 玉城 勇君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 是非、来月中には電柱も移動して、車がスムーズに通行できるように祈っています。

この問題を終わらして、最後の横断歩道設置ですけれども、我々は車社会ですから、いつも車でこの現場を通行してしまして気がつかないんですが、毎日利用している方々、町民からは、よく横断しているものだから、今は三差路なんですけど、2か所しかついていないから、向こう側に渡りたくても、まず横断歩道がついているところを渡って、向こうは赤信号だから待つわけですね、青になるまで。だから少し不便だなという感じがあって、これを設置してくれと町民から要望を受けまして質問いたしました。参考資料として町道29号線ですか、本部公園の下のほう、字本部に行くところの三差路、向こうはまさしくこの29号線に、2つの横断歩道が設置されています。写真を写してから執行部のほうにあげてありますが、ご覧になったでしょうか。是非これも与那原署のほうに要望したということですので、早めに設置ができるように希望して、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 玉城 勇君 お疲れさまでした。以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

散会（午後2時55分）